

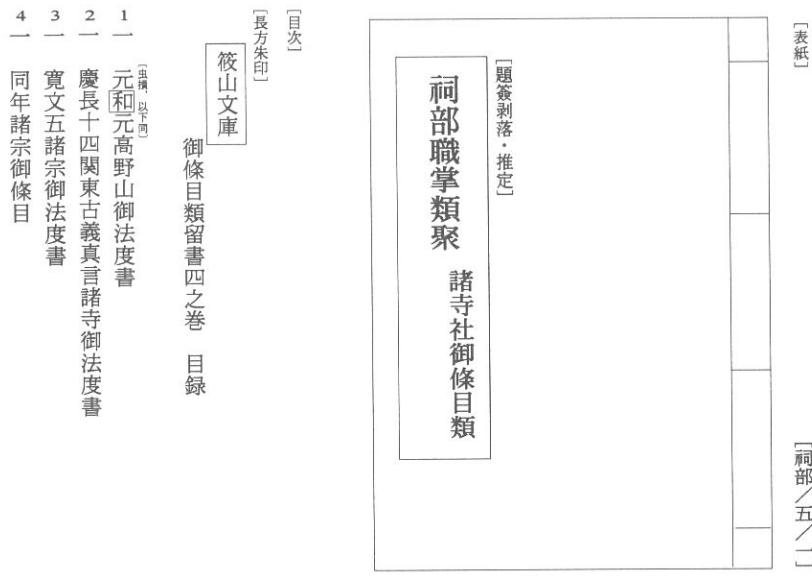
『祠部職掌類聚 諸寺社御條目類』（留書四）

藩法研究会 篠山班

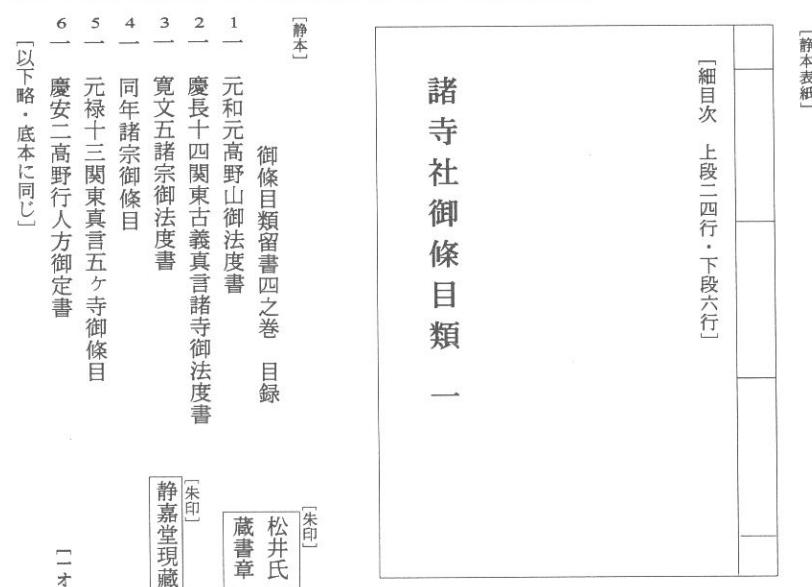
橋牧山田勉久

凡例

- 一 本稿では、篠山市教育委員会所蔵の青山文庫に収められて  
いる『祠部職掌類聚 諸寺社御條目類』（祠部／五／一）が虫損  
甚だしいため、静嘉堂文庫本および内閣文庫所蔵本を参考し  
て翻刻した。
  - 一 上段に翻刻文を収めた。今回は読点を施していない。  
一 異体字は、正字または常用漢字に改めるようにした。  
一 一部にもとのままとした箇所もある。  
一 便宜上、1・2・3…の番号を付した。
  - 一 各丁の表裏を、各末尾に「一〇」「ウ」「オ」…の」とく表示した。  
一 無字の面は「[無紙]」と表示した。
  - 一 「」は、このたび翻刻者が施した注記である。  
一 下段に関連資料・参考資料および異同の注記を掲載した。
  - 一 本稿も、ひきつづいて橋本が担当した。
- 一 静嘉堂文庫本を静本、内閣文庫本を閲本と表示する。
- 一 内閣文庫本については、福井保編『内閣文庫所蔵史籍叢刊13  
祠部職掌類聚』（汲古書院、昭和五七年）に拠った。
- 一 『御当家令条』『武家厳制録』は、石井良助編『近世法制史料叢  
書』2・3（創文社、昭和三四年）による。ただし、『武家厳制録』の  
本文重複分は省略した。
- 一 『台徳院殿実紀』『大猷院殿実紀』は、『新訂増補国史大系 德  
川実紀』第一巻・第二巻（吉川弘文館、昭和二九年）を用いた。
- 一 『高野春秋編年輯錄』は、『大日本佛教全書』第一三一冊（名著普  
及会、昭和五六年覆刻版）を用いた。
- 一 本書の複写・翻刻にあたり篠山市教育委員会および畠治男  
名譽館長のご配慮をいただいた。また静嘉堂文庫には所蔵本  
の複写を許可して頂いた。記して謝意を表する。



(縦 27.2cm × 横 19.8cm)



27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
右二付学侶方江相渡書付	願書	正徳五高野學侶方行人方与出入	同年高野山御定書	同年高野山御定書	貞享四高野山御法度書	同年同断	同年同断	同年右同断	同年右同断	慶安二右同断	慶長十四高野山印璽副狀御條目	慶長十五高野山寺中御法度書	元和元高野山衆徒御法度書	元和三高野山右同断	元和三高野山右同断	元和元高野山印璽副狀御條目	慶長十四高野山印璽副狀御條目	慶長六高野山寺中御法度書	慶長十四高野山御定書	慶長六高野山寺中御法度書	慶長十四高野山御定書	慶長六高野山寺中御法度書	慶長十四高野山御定書
右二付学侶方江相渡書付	願書	正徳五高野學侶方行人方与出入	同年高野山御定書	同年高野山御定書	貞享四高野山御法度書	同年同断	同年同断	同年右同断	同年右同断	慶安二右同断	慶長十四高野山印璽副狀御條目	慶長十五高野山寺中御法度書	元和元高野山衆徒御法度書	元和三高野山右同断	元和三高野山右同断	元和元高野山印璽副狀御條目	慶長十四高野山印璽副狀御條目	慶長六高野山寺中御法度書	慶長十四高野山御定書	慶長六高野山寺中御法度書	慶長十四高野山御定書	慶長六高野山寺中御法度書	

〔一ウ〕

〔二オ〕

〔一オ〕

### 1 『御當家令條』卷八 九一

〔印は篠山本の文字がない箇所。以下同〕

真言宗諸法度 醍醐寺へ被下之、

一從四度加行、至授職灌頂師資授法之儀式并衣体色淺深、可為如先規寺法事、

一事相教相習學觀心、尤可為專要事、

一修法者護國利民之基也、仍密宗之建立以之為肝心、弥可抽四海安寧之丹誠事、

一破戒無慙之比丘、可令衆拔事、

一諸末寺可相守本寺之法度、若有法流中絕之儀者、不求他流、可糺自門、濫觴、自由之企於有之者、可有改易寺領事、

一新儀之僧積廿ヶ年學問・功、遂住山三ヶ年、其後歸國法談可為一會、但數年住山之仁、於有教道器量之者、任能化之許、可令常法談執行事、

一於論廣徒傍能化、企公事、妨學業事、甚以惡僧也、速可令擯出於其張本事、

一延喜御宇、所贈賜野山大師・之御衣、号松皮色、或染香衣、或調紫衣、用赤衣、然間於香衣者、非密教之棟梁有智之高僧

1 建立、閣本「建出」。中絕之儀者、閣本「中絕之儀ハ」。濫觴、閣本「監觴」。器量、閣本「嘉量」。能化之許、閣本「能化之料」。輩者、閣本「輩ハ」。

30 29 28  
— — —

右ニ付行人方江相渡書付  
学侶行人再出入三付学侶方願書  
右ニ付行人方江相渡裁許書  
以上

〔白紙〕

〔三才〕

〔白紙〕

〔四才〕

元和元年乙卯七月・日  
・御朱印

〔三才〕

『武家厳制録』卷七 六三  
一 真言宗御條目

(元和元年七月日)

真言宗諸法度 (本法度、令条第九一号に同じ。但し第九条「赤衣」を「赤色」、第一〇条「往」を「東」、留書の「處配流」を「被成流罪」に作り、第七条「公事」の下に「也」、第九条「着」の下に「用」あり、第七条「学業事」の「事」、日付の下「御朱印」なし)

高野山学侶在番  
寶龜院  
多聞院

〔四才〕

『徳川實紀』 台徳院殿御實紀卷卅  
1

(元和元年七月廿四日條)

醍醐寺へ下さるる真言法規は、四度加行より授職灌頂に至るまで。師資授法の儀并衣色深浅等。先規寺法の如くたるべし。

事相教相學習観心尤可為專要事  
儀式并衣駢色深浅可為如先規寺法事  
從四度加行至授職灌頂師資授法  
真言宗諸法度  
御朱印

權現様被成下候真言宗諸法度

〔真言宗諸法度〕

〔五才〕

醍醐寺へ下さるる真言法規は、四度加行より授職灌頂に至るまで。師資授法の儀并衣色深浅等。先規寺法の如くたるべし。  
事相教相學習観心尤可為專要事  
儀式并衣駢色深浅可為如先規寺法事  
從四度加行至授職灌頂師資授法  
真言宗諸法度  
御朱印

諸末寺は本寺の法規を遵行すべし。・もし法流中絶の事あら  
修法者護國利民之基也仍密宗之建立

公達者、曾而不可着・事、

一 在國之僧、近年猥申下上人号、着用香衣、甚以無其謂、自今以後、令停止訖、但有智者之耆輩者各別・事、  
右、可相守此旨、若違背之僧徒於有之者、可処配流者也、仍如件、

以之為肝心弥可抽四海安寧之丹誠  
事

破戒無慚之比丘可令衆拔事

一 諸末寺可相守本寺法度若有法流中絕之  
儀者不求他流可糺自門之濫觴

自由之企於有之者可有寺領改易

事

新儀之僧積廿箇年學問之功遂

住山三ヶ年其後歸國法談可為一會但

數年住山之仁於有教道器量之譽者

任能化之許可令常法執行事

於論席徒謗能化企公事妨學業

事甚以惡僧也速可令攘出於其

張本事

於紫衣者殊規模之事也無

勅許僧侶叨不可着用事

延喜御宇贈野山大師處之御衣号

桧皮色或染香衣調紫衣用赤衣

然間於香衣者非密教之棟梁有智  
之高僧公達者曾不可着用事

在國之僧近年猥申下上人号着用

香衣甚以無其謂自今以後令停止  
訖有智者之譽輩者各別之事

元和元年七月廿八日 權現様

御朱印

〔五ウ〕

〔六オ〕

〔六ウ〕

んには。他流に求めず自門の濫觴を糺明すべし。万縦恣の企をなす徒あらんには。寺領を没官せらるべし。  
新儀の僧廿年蠟雪の功をつみ。三年住山をとげて後歸國せば。  
一會の法談をゆるさるべし。數年住山の僧教導の器譽あらんには。能化に任じ常法談執行せしむべし。

法論の席に於て能化を詐誇し訴訟をくはだて。學業を妨るものあらむには。速に其魁首を攘斥せしむべし。  
紫衣は尤法中の規模とす。勅許あらずばみだりに着用すべからず。延喜の御宇高野大師(弘法)に賜る御衣は桧皮色とす。或は香衣をそめ。あるひは紫衣をととのへ。或は赤色を用ゆ。されど香衣に於ては。密教の棟梁。有智の高僧貴族の外は着用すべからず。

各国の僧近年猥りに上人号を申おろし。香衣を着するもの尤其いはれなし。今より後嚴に停禁せらる。もし有智の譽ある輩は格別たるべし。此旨違犯の僧は遠流に処せらるべしとなり。〔1に続く〕

2 一年、閣本「老年」。二季、閣本「式季」。必、閣本「圖」。三ヶ年、  
閣本「三十年」。不可許、閣本「不可料」。佛法、「仏法」。可相守、閣  
本「令相守」。

・『御當家令條』卷八 八九

關東眞言宗古義諸・法度

## 權現様御判物

關東真言宗古義諸寺家中法度  
御本紙伊豆般若院有之候

事

御本紙伊豆般若院有之候

[七さ]

- 一 一年兩度法談之日限、堅不可有增減事、
- 二 二季稽古、雖爲一季、不可懈怠事、
- 三 一本山住山、必可・遂三ヶ年事、
- 四 一雖為本寺住山、不勞所學者不可許能化事、
- 五 一於談義所之諸法度者、可隨能化下知事、
- 六 一本寺住山之間、吾宗本書委可受學事、
- 七 一縱雖有教相之所學、無事相之傳授者、不可許能化事、
- 八 一可常爲旨佛法興隆・如法之行儀事、
- 九 一於古跡之一寺一山者、必可令住學匠之能化事、
- 十 右・條々・堅可相守者也、

慶長十四年八月廿八日

[七う]

関東諸寺家中へ(へ、關甲本外七本に據て補ふ)

縦雖有教相之所學無事相之傳授者  
不可許能化事

可常為旨佛法興隆專如法之行儀事

於古跡之一寺一山者必可令住學匠之  
能化事

右九箇條堅可相守者也

慶長十四年八月廿八日

[八丈]

『武家嚴制錄』卷八 七一

一 關東真言古儀御條目

(慶長十四年八月廿八日)

關東真言古儀諸寺家中法度

(本法度、令条第八九号に  
同じ。但し留書「条々」を「九ヶ条」に作る)

.....

私曰、元和四年十一月廿三日之御朱印文言准右、但奥  
書右可相守此旨者也云々、

関東諸寺家中

嚴有院様諸宗御法度書  
定

『徳川實紀』 台徳院殿御實紀卷十

慶長十四年八月廿八日条

一 諸宗法式不可相亂若不行儀之輩於

有之者急度可及沙汰事

一 不存一宗法式之僧侶不可為寺院住持

事

附立新義不可說奇怪之法事

一本末之規式不可亂之縱雖為本寺

一 對末寺不可有理不尽之沙汰事

一 檻越之輩雖為何寺可任其心從僧侶方

一 不可相爭事

一 結徒黨企翻諍不似合事業不可仕

事  
有ノ文字落カ

一 背國法輩到来之節於其屆者無

一 異議可返事

一 寺院佛閣修復之時不可及美麗事

一 附佛閣無懈怠掃除可申付事

一 寺領一切不可賣買之并不可入于質

物事

一 無由緒者雖有弟子之望猥不可令出家

一 無據子細於有之者其所之領主代官江

一 相尋可任其意事

右條々諸宗共可堅守之其外先判之

條數弥不可相背之若於違犯者隨科

之輕重可沙汰之猶載下知狀者也

寛文五年七月十一日

〔八ウ〕

〔九オ〕

關東眞言宗古義の諸寺に法令を下さる。其文にいふ。一年兩度法談の日嚴に増減あるべからず。二季の稽古一季たりとも懈怠すべからず。本寺住山かならず三が年をとぐべし。本寺住山すといへども。學業精勵(動ト)せざるものには。能化をゆるすべからず。談義の所々に於ては。能化の下知に從ふべし。本寺住山の間其宗の本書あまねく受學すべし。たとひ教相の所學あり共。事相の傳授なきものには。能化をゆるすべからず。常に佛法興隆のため。宗旨如法の行儀を専ら守るべし。古跡の一寺一山に於ては。かなならず學匠の能化住せしむべし。この條々かたく守るべしとなり。〔8に統ぐ〕

2 『高野春秋編年輯錄』卷十三

(慶長十四年)秋八月廿八日。東寺醍醐山等江下賜勸學之御朱印。是賴慶春來抵駿城。時談眞言宗立義人法共衰微之旨趣也。且又被下置關東眞言古義法談所九個條永格之御朱印。是依相州大山寺實雄。豆州走湯山快運。隨逐賴慶師奉冀之特選舉快運。爲關東碩學。實雄亦五十七石碩學領於小養毛村賜之傳于今。

- 3 国法、閣本「國法」。於有其届、靜本「於其届」有ノ文字落カ」。
- 『御當家令條』卷一二 一三五

覺

一 諸宗法式不可相亂。若不行儀之輩於有之者、急度可及沙汰事、

一 僧侶之衣躰應其分限可着之井佛  
事作善之儀或禮那<sub>下ノハク</sub>雖望之相應輕  
可仕事  
〔曰〕方建立由緒有之寺院住職之儀  
御本紙何方<sub>ニ</sub>有之哉不存候由  
者為其<sub>ハク</sub>禮那斗之條從本寺遂

[二〇ウ]

一 相談可任其意事  
以金銀不可致後住之契約事  
借在家構佛壇不可求利用事

一 他人者勿論親類之好雖有之寺院  
坊舍女人不可抱置之但有來妻帶八  
可為各別事  
右條々可相守之若於違犯者隨科之  
輕重可有御沙汰之旨依

附、佛閣無懈怠掃除可申付事、

一 寺領一切不可売買之、並不可入于質物事

一 無由縁者、雖有弟子之望、猥不可令出家、若無拋子細於有之  
者、其所之領主、代官江相斷可任其意事、  
右条々、諸宗共可堅守之、其外先判之條數弥不可相背之、若  
於違犯者、隨科之輕重、可沙汰之、猶載下知狀者也、

御朱印

寛文五年七月十一日

仰執達如件

寛文五年七月十一日

大和守

美濃守

豊後守

雅樂頭

3 『武家厳制録』卷九 九七  
一 諸宗御条目

[寛文五年七月十一日]

定 (本定令条第一三五号に同じ) 但し第八条「于」、第九条第一行  
「者」、日付の前行「御朱印」なし)

常憲院様御代御條目

一 真言宗一派之儀者以高野山為本山

『徳川實紀』 嚴有院殿御實紀卷三十一 寛文五年八月八日条

就関東者依為遠國法流出入之節

鎌倉莊嚴院箱根金剛王院大山八大坊

王子金輪寺豆州般若院右五箇寺

以評議裁斷之然處慶安二年初而

江戸在番且門首隔年可致參上旨

被成下 御朱印候其砌五箇寺所

執行無差別相過候向後大事ハ門主

在番以相談令判断等事者如先規

五箇寺可相捌之候法式及混亂候條

今般相改申渡者也

元禄十三庚辰年三月十日

阿飛驒印  
永伊賀印  
松志摩印  
青播磨印

〔一一〇〕

〔一一一〕

鎌倉  
莊嚴院  
箱根  
金剛王院  
大山  
八大坊  
王子  
金輪寺

御繼統後はじめて遠國寺社領の御朱印を頒布せらる。通計神社八十一所。浮屠二百七十三寺なり。

右筆久保吉右衛門正永をして法令をよみ聞しめらる。(中略)

また法中へは。諸宗の法式混亂すべからず。もし身の行ひみだりなるやからあらば。厳しく沙汰せらるべし。一宗の法制をわきまへざる僧は。寺院住職あるべからず。新義を立。奇怪の法を説べからず。本末の規式をみだるべからず。たとひ本寺たりとも。末寺にむかひ非理の沙汰なすべからず。檀越の輩、何寺たりともその心にまかすべし。僧侶いささか争論すべからず。黨を結び争闘をくはだて。につかはしからぬ業なすべからず。國禁をそむくもの來らば。其事告來るとき。すみやかにかへすべし。寺院佛閣。修理美麗になすべからず。佛閣の洒掃をこたらしむべからず。寺領一切うりひさぐべからず。并典質に入べからず。由緒なきもの。徒弟たらん事を望とも。猥に得度せしむべからず。もしさりがたきゆへあらば。その地の領主。代官に告てその指揮に任すべし。諸宗共にこの條件を守り。先判の條制いよいよそむくべからず。もし違犯せば。罪の輕重にしたがひ沙汰すべし。猶下知状に載るものなりとぞ。〔4に続く〕

<sup>4</sup> 儀式、閻本「儀或」。有之哉、閻本「有之分」。檀那斗之條、閻本「旦那斗之條」。從本寺、閻本「住本寺」。佛壇、閻本「佛壇」。他人、閻本「他門」。妻帶ハ、閻本「妻帶者」。

伊豆

般若院

行人方

卷之三

於文殊院內 東照宮御佛殿領百石ハ  
今度新莞亭之乞佛法證明勤行等

卷之三

永不可怠慢事

文珠院領并  
一五百八拾石

六人之組頭領  
四百貳拾石

但壹人二付而七拾石宛此外三拾石者

有来舊坊領合百石宛也

一六人之組頭在江戶可為交替此內住山者

可勤行人領代官六人之內闕如有之時八

於六拾人之內撰器量之者奉行所

以指図組頭可申付之勿論先條之

七拾石者為役人領之間私之讓者不可

致之事

萬事法度以下六人之組頭

遂相談同文殊院可申付之勿論

卷之三

卷之三

於有非議者可言上之万一文殊院

重々非分之子細於有之者從六

重々非分之子細於有之者從六

一四二

[一四六]

4  
『御當家令條』卷十一  
一三六

大和守	老中久世大和守広之	寛文三・八・一五就任
美濃守	老中稻葉美濃守正則	延宝七・六・二五卒去
豊後守	老中阿部豊後守忠秋	明暦三・九・二八就任
老中酒井雅樂頭忠清		天和元・一二・八辞任
寬文六・三・二九大老就任	寛永一二・一〇・二九就任	
承応二・六・五就任	寛文六・三・二九免職	
寛文六・三・二九大老就任		

阪経法論63('05.11)

人達奉行所可受其旨事

大曼陀羅供庭儀堂上之灌

頂者為秘法之間不可競望縱雖  
為最略之灌頂於學侶之坊

可執行之勿論為私傳授不可  
致事

天野明神祭禮其儀式衆徒

行人如前々守古例無相違可  
勤仕事

付赤衣香衣錦金欄之袈沙衣(附)

行人不可着用事

一於山中武具馬具并婦女之器服

一等不可賣買事

一山中石塔場近年甚廣無用之

至也古來之石塔卒都婆猥不可

致紛失向後縱雖為國持大名

其地形不可過式間四方事

一於大德院內 東照宮之御佛殿  
領百石 合德院之御佛領百石

合式百石今度所寄進也因茲佛  
供燈明法事勤行等永不可

怠慢旨下朱印大德院訖及末代  
迄大德院可為進退萬一於令  
懈怠者可有其沙汰事

〔一五〇〕

『武家厳制録』卷九 九八

（寛文五年七月十一日）

一同御下知条々

条々（本条々、令条第二三六号に同じ）。但し第一条「儀」を「規」、

第二条「持」を「職」、第五条「女人寺中」を「寺院坊舍女人」に作る）

4 『徳川實紀』 嚴有院殿御實紀卷三十一

寛文五年八月八日条

〔三より続く〕

また老臣連署の下知状には。僧侶の衣體は。その分際に應じ  
是を着すべし。井に仏事作善の儀式。檀那のともがらこれを  
のぞむといへども。その分に應じ輕くいとなむべし。寺院住  
職の事は。壇建の緣故ある壇越よりはからぶべき事。本寺よ  
り相議してその意に任すべし。金銀を貪て後任を定むべから  
ず。俗家をかりて佛壇を設け。利用を求むべからず。他人は  
いふまでもなし。親戚たりとも。婦女を坊舍に寓すべからず。  
但もとより妻帶せしはこの限りにあらず。この旨かたぐり。もし違犯せば。その輕重にしたがひ沙汰せらるべき旨。仰に  
より執達する所なりとぞ。

〔一六〇〕

雅樂頭

5 儀者、閣本「儀ハ」。関東者、閣本「関東ハ」。王子、閣本「王子」。五ヶ寺、閣本「五箇寺」。然處、閣本「然」。門茜、閣本「門子」。五ヶ寺、閣本「五箇寺」。然處、閣本「然」。門茜、閣本「門子」。

右條々今度相定之訖永可守此旨  
弥任慶長六年五月廿一日元和三年  
九月十日両先判之旨不可有相違者也

## 大猷院様

慶安二年九月廿一日 御朱印

御當家御代々御朱印之寫

高野山寺中法度條々

一 衆徒行人諸公事任往古之掟可

為各別事

一 衆徒方領内之人足竹木可為

一 職進退但山上山下之諸伽藍

造營之時者式万千石之人足等

分出之可召仕之事

付於人足着到者從双方出奉行

行人方人足之着到者從衆徒

取之衆徒方人足着到者從行人

可取之

一 青巖寺之儀者依為

公儀之寺 修造之材木并薪等此中如有來

物山之中雖為何之山林可伐採事

青巖寺式千石之内千石者住持檢

校諸賄之料千石者衆徒中碩學

〔一七九〕

〔一七〇〕

阿飛驒 寺社奉行阿部飛驒守正喬

元禄一二・九・二八就任  
宝永元・一〇・二九免職

永伊賀 寺社奉行永井伊賀守直敬

元禄七・一一・一五就任  
宝永元・一〇・一年寄

松志摩 寺社奉行松平志摩守重榮

元禄九・一〇・一就任  
元禄九・一〇・一就任

青播磨 寺社奉行青山播磨守幸督

元禄一三・一〇・一三就任  
元禄一五・六・五辞任

元禄一五・閏八・一九辞任

\*元禄一二・一〇・六辞任説は本資料からも否定できる。

元禄一五・六・五辞任

〔一七一〕

〔一七二〕

6 文殊院、閣本「文殊院」。百石八、閣本「百石」。充行、閣本「最行」。文殊院領、閣本「文珠院領」。付而七拾石宛、閣本「付而者拾石宛」。有来、閣本「自來」。行人頭代官、閣本「行人頭代官」。六拾人、閣本「出拾人」。器量之者、閣本「器量之在」。文殊院、閣本「文珠院」。貳員、閣本「貳員」。可令、閣本「古今」。文殊院、閣本「文珠院」。於有之者、閣本「於有之」。可受、閣本「被請」。馬具并婦女、閣本「・弁婦女等婦」。國持、閣本「國持」。不可過、閣本「不可色」。過力」。佛供、閣本「佛法」。両先判、閣本「両元判」。

首」。其砌、閣本「其砌者」。五ヶ寺、閣本「五箇土[本]」。大事八、閣本「大事者」。五箇寺、閣本「五ヶ寺」。相捌之候、閣本「相捌候」。

6 『御當家令條』卷七 八一  
定 高野山行人方

一 8

衆八人可有配分若八人之內闕如之時者學侶之中器量之學者任臘次彼跡可令昇進事付無量光院加增者可為當住一代也

一 諸伽藍破壞之時著從衆徒行人方江申送可令修造之於出入算勘者對衆徒可懸之諸伽藍無簡別以千石之修理免可致造營事右條々堅守此旨紹隆佛法永代不忘失可抽天下泰平之懇行者也

一 定  
於上通之古跡著學問次第可有相續事  
一 於兩門中廿ヶ所之名室者可有碩學相續事  
一 兩門首之二院者為天下之能化所之間必以碩學中之器量可為住持之事

慶長六年五月廿一日 御判 権現様

金剛峯寺衆徒中

〔一九〇〕

一 六人之組頭在江戸式人宛可為交替、此内住山八可勤行人領代官、但六人之内闕如有之時者、於上六拾人之内、撰器量之者、達奉行所、以指図組頭可申付之、勿論先條、七拾石者為役人領之間、私之讓与最不可致・事、

一 万事法度以下六人之組頭遂相談、伺文珠院・可申付之、勿論結徒党、私申分不可致之、無依怙最貞、正路可令沙汰、若組頭於有非義者、可言上之、万一千文珠院重々非分之子細於有之者、從六人達奉行所、可受其旨事、

一大曼陀羅供庭儀、堂上之灌頂者為秘法之間、不可競望、縱雖為最略之灌頂、於學侶之坊可執行之、勿論為私伝授不可致之事、

事、

一天野明神祭礼其儀式、衆徒、行人如前々守古例、無相違可勤附、赤衣香衣錦金欄之袈裟、行人不可着用之事、

一於山中武具馬具并婦女之器服等、不可売買事、

一山中石塔場近年甚廣、無用之至也、古來之石塔卒都婆狼不可紛失、向後縱雖為國持大名、其地形不可過式間四方事、一於大德院内、東照宮御仏殿領百石、台徳院御仏殿領百石、合式百石今度新寄進也、因茲仏供灯明法事勤行等、永

一 於文珠院内、東照宮御佛殿領百石者、今度新充行之訖、仏供灯明勤行等、永不可怠慢事、

一 五百八拾石 文珠院領、  
一 四百式拾石 六人之組頭領  
〔一八九〕

右為佛法興隆可被相守此旨者也

權現様

慶長十四年八月廿八日 御黒印

〔二〇九〕

不可怠慢旨下朱印於大德院訖及末代迄大德院可為進止、  
万一於令懈怠者可有其沙汰事、  
右條々、今度相定之訖、永可守此旨、弥任慶長六年五月廿一  
日、元和三年九月十日兩先判之旨、不可有相違者也、仍如件、

高野山衆徒中

慶安二年九月廿一日

阪經法論63('05.11)

158

『武家厳制録』卷一〇 一〇七

一行人方御条目

〔慶安二年九月廿一日〕

『紀伊續風土記』高野山之部 卷之五十一

定 高野山行人方

(本定、令條第八一号に同じ。但

し第九条第二行「進」を「附」に作り、第二条第二行の次行に「但老人  
付而七拾石宛、此外三拾石宛者有來坊領、合百石宛也」、日付の下に

〔御朱印あり、留書第二行有、「仍如件なし」〕

〔以下、楷書体〕  
「權現様

御袖判

高野山印鑑副状條々

一 金剛峯寺衆徒坊佛法興隆之事  
右建寺安僧有 御寄附者偏  
是爲令持佛法也若於佛法不者

云寺云僧全無所用被寄  
御領地是爲誰哉稟天下之公物  
寺者專可隨 公儀之捷今度爲

高野山末世佛法興隆  
勤行等永不可怠慢事  
御黑印被成置之上者衆徒中  
之坊跡縱有讓狀若破學問次第

定

高野山行人方

次て行人に一章賜ふ文に 九箇條あり今は  
その三を抄す

〔一一〇〕

『紀伊續風土記』高野山之部 卷之五十一

一 于文珠院内 東照宮御佛殿領百石者今度新宛行之訖佛供燈明

勤行等永不可怠慢事  
五百八拾石 文珠院領并

四百貳拾石 六人之組頭領

一一〇

之寺法而背 上意者堅守

御黒印之旨不可用私之譲状事

両門主之能化可爲至極碩學事

右金剛峯寺兩門主者諸國一

宗之能故別而其門中碩學第

一之知者可撰定事

両門中廿ヶ名室住持事

正知院 如意輪寺 釋迦文院

大樂院 南院

善集院 無量光院 寶龜院

金剛三昧院

已上十ヶ所實性院門中

龍光院 遍照光院 西南院

明王院 養智院 北室院

多聞院 高室院 一乘院

蓮花三昧院

已上十ヶ所無量壽院門中

〔以下、行書体〕

右名室之住持必可爲碩學也無碩

學者隨分之學者可令住之若無

學之仁住名室碩學者住別坊者

從門主可被申付事

衆徒分上通之坊舍學者相續之事

右近年或号親弟子或号一類

〔二一ウ〕

但一人付七拾石宛此外三十  
石者有來舊領合百石宛也

一六人之組頭在江戸可爲交替此内住山者可勤行人頭代官六人之内  
内闕如有之時者於上六十人之内撰器量之者達奉行所以差圖組  
頭可申付之勿論先條之七拾石者爲役人領之間私之譲與不可致  
之事

右條條今度相定之訖永可守此旨彌任慶長六年五月廿一日元和三年九月十一日兩先判之旨不可有相違事

慶安二年九月廿一日 御 判

## 6 『徳川實紀』 大猷院殿実紀卷七十六

慶安二年九月廿三日条

〔20より続く〕

又行人方に下さる文にいはく。文殊院内に於て。 東照宮御  
佛殿領百石。 こたび新たに寄附せらるれば。 佛供。 燈火。 勤  
行等永く怠慢すべからず。 五百八十石は文殊院領。 四百二十  
石は六人の組頭料。 一人に七十石づつ。 此外三十石づつは有  
來坊領を合て百石づつたり。 六人の組頭は二人づつ府に來り  
交替すべし。 此うち住山の者は行人領の代官を勤むべし。 但  
六人の中闕員ある時は。 行人方六十人のうち。 器量を撰びて  
奉行所に達し。 指揮にしたがひて組頭職命すべし。 前條の七  
十石は役人領たれば私に譲與すべからず。 万事法制六人の組

又各別意趣以隨分之院家閣學者被讓渡無學之仁有其聞者也汚大師以來之寺法背上意之嚴命者也向後堅停止之必可渡學者也若無承引者以衆評而訴門主從門主堅可有異見也猶及異議者急度可被申上事付中通之坊舍茂於古跡者可

准上通事

付中通以上之坊舍非讓而賣

買之沙汰一切可停止事

上通以上之院家學問者可取立事

右弟子必承師匠之庭訓而成立

者皆依住所之資緣而相續是故

住一院者必學者之弟子一人宛可有

扶助也若及二人三人及至數輩者

弥可為佛法興隆之旨被仰出事

付無學而專從之同宿早可被放

宿坊事

一 學跡住持年曆事

右勤學必可依壯年以前之劬勞

若自少年拘院務者可學何成

就爾者年未滿四十者必不可用

一院之住持也但於學德拔群之住

〔二三〔ウ〕〕

〔二四〔オ〕〕

頭商議して文殊院に達して命すべし。黨を結び私意をたてず偏頗なからんやう正直に沙汰すべし。もし組頭非義あるに於ては建白すべし。万文殊院非分の子細あらば組頭六人より奉行所に達し裁斷を受べし。大曼陀羅供。庭儀。堂上灌頂は秘法たれば競望すべからず。たゞへ最略の灌頂といへども學侶の坊にをいて執行ふべからず。いふまでもなく私に傳授いたすべからず。天野明神祭祀の儀式は衆徒。行人等前々の古制を守り違失せず行ふべし。赤衣。香衣。錦。金欄袈裟。行人着用すべからず。山中に於て武器。馬具ならびに婦女衣服。調度等を賣買すべからず。山中墳墓地近年はなはだ廣きは無用なり。古來の石塔。卒都婆妄に紛失せしむべからず。向後國持大名たりといへども其墓兆二間に過べからず。大徳院内にて 東照宮。台徳院殿御佛殿領百石づつ。合せて二百石は。こたび新に寄附せらる。佛供。燈火。法事勤行等永く怠慢すべからざる旨。大徳院に御朱印下されたり。末代に及ぶまで大徳院の進止たるべし。もし懈怠するにをいては其沙汰あるべし。これらの事こたび定らるれば。永く此旨を守り。慶長六年。元和元年兩先判の旨違失あるべきからざるものなりとぞ。〔20に続く〕

〔二四〔ウ〕〕

<sup>7</sup> 御朱印之写、閣本「御朱印・写」。造営之時者、閣本「造営之時ハ」。彼跡可令、閣本「彼政々令」。付、閣本「自」。當住、閣本「舊住」。紹隆、閣本「総隆」。

者以衆評一同之儀可許三十以上之

仁歟事

付寺領拾石以上之住持可勤

學衆寺役事

一衆徒中當集儀衆之事

〔以下、楷書体〕

「實性院 無量壽院

龍光院 善集院

正智院 成福院

多門院 實龜院

遍明院 如意輪寺

西南院 高室院

已上十八人

〔以下、行書体〕

右位當住之器量被撰出者也若

闕如之時者自面々門主以自分別之

仁可被加之若有觸來子細者不

違刻限到年預坊以衆評憲法

之沙汰可被議定也若有邊參懈

怠仁集議不調者自門主被相究

其人數可被加替事

付為令不有私貳員之沙汰式十

人之中臘可為橫目三十人之末入

寺者為謂口事

『御當家令條』卷七 七〇

高野山中法度條々

一衆徒行人諸公事、任往古・按、可為各別事、

一衆徒方領內之人足竹木可為一職進退、但山上山下之諸伽藍造

營之時者、式万千石之人足等分出之、可召仕・事、

付、於人足之着到者、從双方出奉行、行人方人足之着到者、

從衆徒方取之、衆徒方人足之着到者、從行人方可取之事、

一青巖寺之儀者、依為公儀之寺、修造之材木并薪等、此中如有

來、惣山之中、雖為何之山林、可伐採事、

一青巖寺領式千石之内、千石者住持檢校諸賄之料、千石者衆徒

中碩學衆八人可有配分、若八人之內闕如之時者、學侶之中器

量之學者臘次、彼跡可令昇進事、

付、無量院加增者可為當住一代事

一諸伽藍破壞之時者、從衆徒、行人方江申送、可令修造之、於

出入算勘者、對衆徒可遂之、諸伽藍無簡別、以千石之修理免

可致造營事、

右條々、堅守此旨、紹隆仏法、永代不忘失、可抽天下泰平之

懇祈者也、

慶長六年五月廿一日

家康公御判  
金剛峯寺衆徒中

〔二六〇〕

7 「参考」『御當家令條』卷七 七一

高野山寺領寄附狀

一七千五百石 紀州伊都、那賀兩郡之内

以上七ヶ條以 仰之旨所記置也

慶長十四年己酉九月二十一日 本多上總介

正純判

板倉伊賀守  
勝重判

圓光寺  
元信判

〔二六ウ〕

一貳千石 右衆徒那賀  
右青巖寺領 内千石者碩學衆配分

都合九千五百石  
右領知 永代令寄附訖、配當之通全可寺領、然上者彌可抽天  
長地久御願圓滿一天泰平四海靜謐精誠者也、

慶長六年五月廿一日 家康公御判

金剛峰寺衆徒中

圓光寺  
元信判

7「参考」『御當家令條』卷七 一二

知行目錄

一貳千石 奧院

一千石 興山寺領

但、文珠院可爲一代者也、

一七千五百石 行人方

右寺領之内竹木人足等全可寺納之、諸沙汰如往古可申付者也、

慶長六年五月廿一日 家康公御判

高野山 行人方衆中

〔二七ウ〕

金剛峯寺  
衆徒中

高野山寺中法度  
衆徒中之諸沙汰可爲如前々事

兩門徒中諸式可順門主畢見但門主  
之分別重々於非分者可申上事

於古跡之院家相續者以兩門主相談  
撰學者致師弟契約續血緣可讓与

真侶諸道具事  
碩學之仁背古法不可企新儀事

學侶方之知行不論最員偏頗院家  
相應之可有配當付兩門徒中無疎意

有入魂方端可被調事

7

『武家厳制録』卷一〇 一〇一

一 高野山寺中御条目

(慶長六年五月廿一日)

右條々堅可被守此旨也

權現様

慶長十五年四月廿日 御黒印

金剛峯寺衆徒中

〔二八〇〕

高野山衆徒法度

檢校職之事自今以後碩學之人者

如古來可為三箇年之住持但學衆之  
人者可為一ヶ年住持者也其外老若之

修學衣躰之威儀可守先規事

仁和高雄東寺醍醐并高野此五ヶ寺

互致交衆可勤事教之修學此旨弘法

遣戒仁門徒之間修學最初成出可

長者不可亂騰次云然近年仁和寺

高雄東寺醍醐為本寺之由雖被募

其旨遣戒分明上者法會出仕之時門跡

僧正之外任戒騰可有列座事

寺号院号先規輒不許事也然近

年恣稱寺院甚無謂令停止之事

灌頂授職之作法或云由緒末寺或云

貧僧結緣輒執行於客坊奧院等之

非衆非學之宿所灌頂曼供之執行

無先規由堅令停止之事

天野明神者高野之鎮守也祭禮神事

惣神主社家供僧守先規不可企新

〔二九〇〕

〔二八〇〕

『高野山文書』第七卷 一一一 德川家康領知判物写

知行目錄

一式千石

修理院

一千石

興山寺領

一七千五百石

行人方

右寺領之内竹木人足等全可寺納諸沙汰如往古可申付者也、

慶長六年五月廿一日

御書判

高野山

行人方衆中

(一七一頁)

『紀伊續風土記』高野山之部 卷之四十二

青巖寺二千石之内千石者住持檢校諸賄料千石者衆徒中碩學

慶長六 神祖御黒印書に

・八人可有配分若八人之内闕如之時者學侶之中器量之學者任

騰次彼跡可令昇進云云

7

『紀伊續風土記』高野山之部 卷之五十一

高野山寺中法度條條

高野山寺中法度之條々 (本條々、令条第七〇号に同じ)。但し  
第一条採を「取之」、第四条第二行「右を若」、同第四行「光」を  
「壽」、留書「安泰之」を「泰平」に作り、第二条第四行「従衆徒方」「の  
方」及び「方」、第三条「此中」、日付の下「家康公」なし)



一 衆徒行人諸公事任往古之捷可為各別事  
 一 衆徒方領內之人足竹木可為可職  
 進退但山上山下之諸伽藍造營之時  
 者式<sup>(一)</sup>万千石之人足等分出之可召仕事  
 付於人足之着到者從双方出奉行  
 行人方人足之着到者從衆徒取之  
 衆徒方人足之着到者從行人可取之

一 青巖寺之儀者依公儀之寺修造  
 之材木并薪等此中如有來惣山之  
 中雖為何之山林可剪株事

青巖寺式千石之内千石之住持檢  
 校諸賄之料千石之衆徒中碩學  
 八人可有配分若八人之内闕如之時者  
 學侶之内器量之學者住膳次  
 彼跡可令昇進事

付無量光院加增者可為當住一代也

一 諸伽藍破壞之時者從衆徒行人方江  
 申送可令修造之於出入之算勘者對衆  
 徒可遂之諸伽藍無簡別以千石之修理  
 免可致造營事

右條々任去慶長六年五月廿一日先判之  
 旨弥堅可相守此旨者也

〔三一ウ〕

慶長十四年八月廿八日 御 黒 印

高野山

衆徒中

。

一 兩門首之二院者、為天下之能化所之間、必以碩學之中、  
 器量可為住持・事、  
 右・佛法興隆、堅可被相守此旨者也、

〔三一オ〕

### 8 『徳川實紀』 台徳院殿実紀卷十

慶長十四年八月廿八日条

〔2に統いて〕

また高野山長老に下さるる法令の文にいふ。上品の古跡に於ては、學業次第にて相續すべし。兩門中廿所の名室は、碩學の徒相續すべし。當門首の二院は天下の能化所たれば、かならず碩學器量の輩住持たるべし。こは佛法興隆のため。かたく此旨を守るべしとなり。

〔三一オ〕

8 『高野春秋編年輯錄』卷十三  
 (慶長十四年)秋八月廿八日。(以下、6に同じ)

8 『紀伊續風土記』高野山之部 卷之四十二

(慶長)十四年八月廿四日御黒印云

一兩門主之二院者爲天下之能化所之間必以碩學中之器量可爲住持云云

持云云

元和三年九月十一日 御朱印

台德院様  
金剛峯寺衆徒中

高野山衆徒法度

檢校職事自今以後碩學之人者如

古來可為三ヶ年之住持但學衆之人者

可為一ヶ年住持者也其外老若之

修學衣躰之威儀可守先規事

仁和高雄東寺醍醐并高野此五ヶ寺

互致交衆可勤事教之修學此旨弘

法遺戒仁門徒之間修學最初成出可

長者不可亂觸次云々然近年仁和寺

高雄東寺醍醐為本寺之由雖被

募其旨遺戒分明上者法會出仕之時

門跡僧正之外任戒觸可有列座事

寺号院号先規觸不許事也然近年

恣称寺院甚無謂令停止事

灌頂授職之作法或云由緒末寺或云

貧僧結緣輒執行於客坊奧院等

非衆非學之宿所灌頂曼供之執行

無先規由令停止事

天野明神者高野之鎮守也神事

〔三三六〕

『紀伊續風土記』高野山之部 卷之五十一  
定

一於上通之古跡者學問次第可有相續事

一於兩門中廿・所之名寶者可有碩學相續事

一兩門首之二院者爲天・之能化所之間必以碩學中之器量可爲住持之事

慶長十四年八月廿八日 御黒印  
高野山衆徒中

〔三三七〕

<sup>9</sup> 可撰定事、閣本「可撰定」。十ヶ所、閣本「拾ヶ所」。十ヶ所、閣本「拾ヶ所」。無量壽院、閣本「無量壽院」。無學之仁、閣本「無學之仁」。有其聞、閣本「自其聞」。異見、閣本「別見」。一人、閣本「壹人」。至數輩、閣本「到數輩」。何成、閣本「例成」。四十者、閣本「四十石」。可勤學衆、閣本「勤學衆」。當集議衆、閣本「當集儀衆」。無量壽院、閣本「無量壽院」。十八人、閣本「拾八人」。不調者、閣本「可調者」。三十人、閣本「或十」。中臘、閣本「申臘」。

〔三四〇〕

本多上総介正純 永祿八年三河国に生る。……（慶長）六年五月十一日從五位下上野介に叙任す。……十二年駿府にうつらせたまふにより、かの地にしたがひたてまつりて諸事を司り、……。のち下野国小山をよび近江国のうちにをいて三万三千石

祭礼惣神主社家供僧守先規不可  
企新儀事

先年定寺法成渡黒印之上今  
度依諸寺社之法度右五ヶ條重  
所相定如件

台徳院様

元和三年九月十一日 御朱印

當山上分之古跡如古法學問次第可為

相續并名室甘ケ所可・碩學之住持

之中器量可令住之就中於有修

學懈怠而貪寺領之輩者以衆評

急度可改替其住持者也

台徳院様

慶長十四年十一月廿一日 御黒印

〔三五九〕

高野山金剛峯寺衆徒中

高野山金剛峯寺衆徒法度

檢校職事自今以後碩學之人者如  
古來可為三箇年之住持但學衆之  
人者可為老箇年住持也其外老

〔三六〇〕

〔三四ウ〕

板倉伊賀守勝重 天正十四年…生まる。…… (天正)十八年  
八月関東にいらせたまひ、幕下の諸士に采地をたまふのとき、勝  
重には武藏国新座豊島二郡のうちにをいて千石をたまひ、関東の  
代官、小田原の地奉行、江戸の町奉行をかねつとむ。慶長六年九  
月米津清右衛門・清勝・加藤喜左衛門・正次とともに京都の町奉行と  
なり、三河国碧海・幡豆・額田三郡のうちにをいて六千六百十石余  
の地を加へらる。これを三奉行といふ。二十八日所司代に補せ  
らる。八年二月十二日將軍宣下のとき、從五位下伊賀守に叙任  
し、……。豊臣家の旧例にまかせられて、与力三十騎同心百人を  
あづけらる。……。十四年九月七日山城国相楽・綏喜・久世・近江  
国伊香四郡の内にをいて九千八百六十石余を領す。……。寛永  
元年四月二十九日堀川の邸にをいて卒す。年八十。 (新訂寛政

重修諸家譜第一 統群書類從完成会 昭和三十九年)

圓光寺元佑(閑室元佑) 天正十五年(一五六七)足利学校の第  
九代庠主。小田原後北条氏の滅亡に際し、同十九年十月、豊臣秀  
次に従つて京都に帰つたが、秀次の死後、徳川家康の信任を得て、  
……、慶長五年(一六〇〇)その功により南禅寺住持の坐公文を受け  
ている。ついで翌六年九月、家康が伏見に創建した円光寺の開山  
に請ぜられ、足利学校に模して併設された学校を主宰した。のち

若之修學衣鉢之威儀可守先

規事

仁和寺高雄東寺醍醐并高野此  
五ヶ寺互致交衆可勤事教之修學  
此旨弘法遺戒仁門徒之間修學最  
初成出可長者不可亂觸次云云然近

年仁和高雄東寺醍醐本寺

之由雖被募其旨遺戒分明之

上者法會出仕之時門跡僧正之外

任戒牒可有列坐事

寺号院号先規輒不許事也然近

年恣稱寺院甚無謂令停止事

灌頂授職之作法或云由緒末寺或云  
貧僧結緣輒執行於客坊奧院等

非衆非學之宿所灌頂曼供之執行  
無先規由堅令停止事

一天野明神者高野之鎮守也神事

祭禮惣神主社家供僧守先規不  
可企新儀事

右條々任元和元年七月同三年九月

十一日兩先判之旨弥堅可相守之者也

大猷院様

慶安二年九月廿一日 御黒印

〔三六ウ〕

『國史大辭典』三、吉川弘文館、昭和五十七年)

円光寺は家康の命により相国寺内に移されたが、閑室はここに  
あつて板倉勝重らとともに寺社の訴訟などの政務を掌つた。や  
がて慶長十四年家康が駿府に円光寺を建て閑室の居所としたが、  
……。慶長十七年五月二十日、駿府の円光寺で寂した。年六十  
五。……。西笑承兌と寺社の行政訴訟のことや外交事務にあた  
り、また以心崇伝と寺社のことを奉行した。(今枝愛真「閑室元信」

『高野春秋編年輯錄』卷十三  
(慶長十四年)九月廿一日。爲高野山末世佛法興隆。下賜永格七

個條御袖判物於賴慶。遍照光院勿論蓮花三昧院兼職。而後參勤

江戸。

9 「紀伊續風土記」高野山之部 卷之四十二  
(8に続く)

(慶長十四年八月廿四日)御袖判書云両門主之能化は可爲至極  
碩學事石金剛峯寺兩門主者諸國一宗之能化故別而其門中碩學第  
一之智者可撰定云云(10に続く)

9 「紀伊續風土記」高野山之部 卷之五十一  
(8に続く)

同(慶長十四年)九月廿一日の御袖判に両門主の撰擧二十箇名  
室の住務上通等坊舎の後嗣或は住持の年譜又は集議衆の事或は  
中臘三十人の七箇條を副たまふ其文略に  
金剛峯寺衆徒坊佛法興隆之事

## 高野山寺中法度

衆徒行人諸公事任往古之擬可為各別事

一 衆徒方領內之人足竹木可為一職

進退但山上山下之諸伽藍造營之時者式万千石之人足等分出之可召仕於人足着到者從双方出奉行行人方人足之着到者從衆徒取之衆徒方人足着到者

行人可取事

一 青巖寺之儀者依為 公儀之寺

修造之材木并薪等如有來惣山之中雖何之山林可剪採事

一 青巖寺式千石之内千石之住持檢

校諸賄之料千石者衆徒中領學

八人可有配分若八人之內闕如之時者學侶之內器量之學者任臘

次彼跡可令昇進事

一 諸伽藍破壞之時者從衆徒行人方江

申送可令修造之於出入之算勘者

對衆徒可遂之諸伽藍無簡別以千

石之修理免可致造營事

〔三八〇〕

右建寺安僧有御寄附者偏是爲令持佛法也若於佛法不知者云寺云僧全無所用被寄御領地是爲誰哉稟天下之公物寺者專可隨公儀之擬今度爲高野山未世佛法興隆 御黑印被成置之上者衆徒中之坊跡縱雖有讓狀若破學問次第之寺法而背 上意者堅守御黑印之旨不可用私之讓狀事

とあり

10

古跡、閣本「古政〔跡〕」。血脉、閣本「血縁」。疎意、閣本「昧意」。

## 『御當家令條』卷七 七七

高野山寺中法度

一 衆徒中之諸沙汰可為如前々事、

一 兩門徒中諸式可順門首異見但門首之分別重々於非分者、可申上事、

一 於古跡之院家相続者以兩門首相談、撰学者、致師弟契約、繞血脉可讓與真俗之諸道・事、

一 碩學之仁、背古法、不可企新儀事、

一 學侶方之知行不論最貞負偏頗院家相心之可有配当、付、兩門徒中無疎意有入魂、万端可被調事、

一 右條々可被守此旨者也

慶長十五年四月廿日

金剛峯寺

衆徒中へ

〔三九〇〕

〔三八九〕

高野山寺中法度

一 衆徒中之諸沙汰可為如前々事、

一 兩門徒中諸式可順門首異見但門首之分別重々於非分者、可申上事、

一 於古跡之院家相続者以兩門首相談、撰学者、致師弟契約、繞血脉可讓與真俗之諸道・事、

一 碩學之仁、背古法、不可企新儀事、

一 學侶方之知行不論最貞負偏頗院家相心之可有配当、付、兩門徒中無疎意有入魂、万端可被調事、

一 右條々可被守此旨者也

右條々任慶長六年五月廿一日元和  
三年九月十一日兩先判之旨弥可相守  
之者紹隆佛法永代無怠慢可抽  
天下安泰之懶祈者也

慶安二年九月廿一日 御黒印 大猷院様

金剛峯寺衆徒中

高野山寺中法度

衆徒中之諸沙汰可為如前々事

兩門徒中諸式可順門主異見但門主  
之分別重々於非分者可言上事

於古跡之院家相續者以兩門主相談  
撰學者致師弟契約續血脉可讓

真侶諸道具事

碩學之仁背古法不可企新儀事

一 學侶方之知行不論最貞偏頗院  
家相應可有配當付兩門徒中無疎  
意有入魂万端可被調之事

右條々任慶長十五年四月廿日元和  
三年九月十一日兩先判之旨弥堅可相守之者也

[四〇九]

11

以後、閣本「已後」。住持者也、閣本「住持・也」。此五ヶ寺、閣

大猷院様

慶安二年九月廿一日 御黒印

[三九ウ]

『徳川實紀』 台徳院殿実紀卷十二

慶長十五年四月廿日条

高野山金剛峯寺に法制を下さる。その文にいふ。衆徒等諸事  
先規のびとく沙汰すべし。兩門徒等諸事門首の指揮に從ふべ  
し。門首の指揮理なき事あらば聞え上べし。古跡の院家相續  
せしむる者は。兩門首會議し。學匠をえらび師弟の契約をな  
し。血脉をつながしめし後に。総素諸調度を譲與すべし。碩學  
の徒古風をそむき新義を企べからず。學侶の所領最貞偏頗な  
く。院家相應に配分すべし。兩門徒等疎意せず。親睦して萬  
事はからふべし。この數條嚴に守るべしとなり。

[四〇オ]

阪經法論63('05.11)

170

10

『徳川實紀』 台徳院殿実紀卷十二

『紀伊續風土記』高野山之部 卷之四十二  
〔四〇九〕  
『紀伊續風土記』高野山之部 卷之四十三  
又云兩門徒中諸式可順門主異見但門主之分別重々於非分者可申  
上云云

[四〇九]

10

『紀伊續風土記』高野山之部 卷之四十三

大權現様御判寺中法度の中云  
學侶方之知行不論最貞偏頗院家相應可有配當付兩門徒中無疎  
意有人魂萬端可被調之事  
台徳院様御朱印元和三年 大猷院様御黒印慶長三年 常憲院様  
貞享四年御黒印皆上に同し

[四一オ]

金剛峯寺衆徒中

定

高野山學侶方

萬事法度勤行等可守先規勿論結  
徒黨私申分不可致之無依怙最貞正路可令沙汰碩學中無作法於有  
之者從兩門主可言上之若兩門主於有非分者從碩學中達奉行所可受其旨事  
大曼陀羅供庭儀堂上灌頂者為秘法之間非學侶者雖及競望不可許容縱  
雖為取略之灌頂於學侶之坊外不可執行之勿論以私之最貞戒謄不  
到學問未熟之輩不可附法事學侶之中老分之輩式人宛在江戸  
可為交替兩門主儀者年々老人宛  
可有參上事於山中武具馬具并婦女之器服等  
不可賣買事一 山中石塔場近年甚廣無用之至也  
古來之石塔卒都婆猥不可紛失向後  
縱雖為國持大名其地形不可過式間

右條々今度相定所追加也堅可守此

四方事

所相定如件、  
先年守寺法、雖成渡黑印、今度依諸寺社之法度、右五箇條重而

〔四二〇〕

〔四二一〕

## 11 『武家歲制錄』卷十 一〇五

## 一 衆徒御條目

高野山衆徒法度

一 檢校職之事、自今已後者碩學之人者、如古來可為三箇年之住

持、但學衆之人者、可為一ヶ年之住持者也、其外老若之修學、  
衣(鉢、中本研本「体」に作る)之威儀、可守先規事、仁和、高雄、東寺、醍醐并高野三千五ヶ寺、互致交衆、可勤事教  
之修學、此旨弘法之遺戒仁門徒之間、修學最初成出可長者、不  
可亂謄次云々、然近年仁和寺、高雄、東寺、醍醐為本寺之由、雖被募其旨、遺戒分明上者、法会出仕之時、門跡、僧正之外、任戒  
謄、可有列坐事、

寺号院号先規諒不許事也、然近年恣称寺院号、甚無謂、令停止

事、  
一 灌頂授職之作法、或云由緒未寺、或云貧僧結縁、輒於客坊奧院  
等之非衆非學之宿所、灌頂曼供之執行、無先規由、堅令停止之事、  
一 天野明神者高野之鎮守也、祭禮神事惣而神主、社家、供僧守先  
規、不可企新儀事、一 事、  
一 灌頂授職之作法、或云由緒未寺、或云貧僧結縁、輒於客坊奧院  
等之非衆非學之宿所、灌頂曼供之執行、無先規由、堅令停止之事、  
一 天野明神者高野之鎮守也、祭禮神事惣而神主、社家、供僧守先  
規、不可企新儀事、本「廿五ヶ寺」。不可亂、閣本「不可期」。法會、閣本「法會」。出仕  
之時門跡、閣本「出仕之慰酌」。列座、閣本「列坐」。不許事也、閣本  
「不許事」。天野明神者、閣本「天野明神八」。祭礼、閣本「祭禮」。

旨并衆徒中諸法度知行配當方弥  
相守慶長六年五月廿一日元和三年  
九月十一日兩先判之旨永不可違異者也  
仍如件

慶安二年九月廿一日 御黒印

大猷院様

〔四三三〕

11 「参考」『御當家令條』卷七 七九 〔16に同じ〕  
『徳川實紀』 台徳院殿実紀卷卅  
元和元年七月廿四日条

〔1に統けて〕

高野山になし下さるる法規は。檢校職の事。今より後碩学の  
徒。先規の如く三ヶ年在職し。學衆は一年たるべし。其他老  
少の修學。法衣の威儀。先規を守るべし。

仁和。高雄。東寺。醍醐。高野の五ヶ寺互に交衆とし。事教  
の修學を勤行すべき旨。弘法の遣戒たれば。修學の前後を以  
て。臘次を亂るべからず。近年仁和。高雄。東寺。醍醐をも  
て。本寺とする旨申募といへ共。弘法遣戒顯然たるがゆへ。法  
会出座の時。門跡僧正の外は。戒臘にまかせ座次を定むべし。

寺號。院號。先規みだりに是をゆるさず。然るに近年みだり  
に是を稱す。尤其いはれなし。嚴に禁斷すべし。

灌頂授職之儀式。あるは由緒の寺ととなへ。あるは貧僧結縁  
と称し。たやすく客坊。奥院等の。非衆非學の宿所に於て灌  
頂曼供を執行す。これ先規にたがへり。嚴に停禁すべし。

天野明神祭礼其儀式衆徒行人  
如前々守古例無相違可勤仕事  
付赤衣香衣錦金欄之袈沙衣  
行人方不可着用之事

〔四四〇〕

於大徳院内 東照宮之御佛殿  
領百石 台徳院之御佛殿領百石  
合式百石今度新所寄進也因茲  
佛供燈明法事勤行以下永不可  
怠慢之旨下朱印於大徳院訖及  
末代迄大徳院可為進退若令懈怠  
者可有其沙汰事

於文殊院内 東照宮為御佛殿領  
百石今度新完行之訖佛供燈明  
法事勤行等永不可怠慢及末代迄  
文殊院可為進退万一於令懈怠者  
可有其沙汰事

天野明神祭礼其儀式衆徒行人  
如前々守古例無相違可勤仕事  
付赤衣香衣錦金欄之袈沙衣  
行人方不可着用之事

右條々今度雖載行人方法度書之  
内向後為令無相違衆徒中江茂成下  
之者也

大猷院様

慶安二年九月廿一日 御黒印

〔四五四〕

高野山<sup>(一)</sup> 徒中

高野山寺中法度

一 衆徒行人諸公事任往古之捷可為

各別事

一 衆徒方領內之人足竹木可為一職  
進退但山上山下之諸伽藍造營之  
時者武万千石之人足等分出之可  
召仕於人足着到者從双方出奉行  
行人方人之着到者從衆徒取之衆徒  
方人足着到者行人可取之事

〔四五五〕

『紀伊續風土記』高野山之部 卷之五十一

高野山衆徒法度

一 檢校職之事自今以後頃學之仁者如古來可為三箇年之住持但學  
衆之仁者可為一箇年住持もの也其外老若之條學衣體禮之威儀  
可守先規事

〔四五六〕

11 『高野春秋編年輯錄』卷十四  
(元和元年七月)廿四日 寶龜院朝印 御目見。台命云。當寶性  
院彌致入魂。可勵佛法之興隆之旨云云。是僧也。先度就寶性院遺跡雖  
蒙御勘氣。依有言理被敍歸山也。

11

『紀伊續風土記』高野山之部 卷之五十一

高野山衆徒法度

一 仁和高雄東寺醍醐并高野此五ヶ寺互致交衆可勤事教之修學此  
旨弘法遺戒仁門徒之間修學最初成出可長者不可亂觸次云云然  
近年仁和寺高雄東寺醍醐爲本寺之由雖被募其旨遺戒分明之上  
者法會出仕之時門跡僧正之外任戒臘可有列坐事  
一 寺院號先規諱不許事也爾近年恣構寺院甚無謂令停止之事  
一 灌頂授職之作法或云由緒末寺或云貪僧結緣諱執行於客坊奧院  
等之非衆非學之宿所灌頂受供之執行無先規之由堅令停止之事  
一 天野明神者高野之鎮守也祭禮神事總神主社家供僧守先規不可  
企新儀事

先年定寺法成渡黒印上今度依諸寺社之法度右五箇條重所相定  
如件

元和元年乙卯七月日

御朱印

一 諸伽藍破壞之時者從衆徒行人方江申送

可令修造之於出入之算勘者對衆徒

可遂之諸伽藍無簡別以千石之修理

免可致造營事

右條々任慶長六年五月廿一日元和三年

九月十一日慶長二年九月廿一日先判之旨

可守之者紹隆佛法永代無怠慢可抽

天下安泰之懶祈者也

常憲院様

貞享四年十月十八日 御黒印

金剛峯寺衆徒中

〔四六〇〕

12 学侶方、靜本「學侶方」。

『高野山文書』第七卷 二二三 德川秀忠朱印写

目 錄

一 袁千石

但文珠院可為一代也、

一千石

一七千五百石

右可全寺納、並寺領之内竹木人足等、如前々弥不可有相違者

也、

興山寺領

修理 領

元和三年九月十日

御朱印

高野山

行人方衆中

〔四七〇〕

12 「参考」「御當家令條」卷七 七七 〔10に同じ〕

一 檢校職事自今以後碩學之人者如  
古來可為三ヶ年之住持但學衆之人者  
可為壱ヶ年住持也其外老若之修學  
衣躰之威儀可守先規事

仁和寺高雄東寺醍醐并高野此五

ヶ寺互致交衆可勤事教修學此旨

弘法遺戒仁門徒之間修學最初成  
出可長者不可亂臘次云々然仁和高

雄東寺醍醐為本寺之由雖被募

其旨遺戒分明之上者法會出仕之時門跡

僧正之外任戒臘可有列座事  
寺号院号先規輒不許事也然悉  
稱寺院甚無謂令停止之事  
灌頂授職之作法或云由紺末寺或云  
貧僧結緣輒執行於客坊奧院等  
非衆非學之宿所灌頂曼供之執行  
無先規由堅令停止事

天野明神者高野之鎮守也神事祭礼  
惣神主社家供僧守先規不可企新  
儀事  
右條々任元和元年七月同三年九月  
十一日慶安二年九月廿一日先判之旨愈堅  
可相守之者也

貞享四年十月十八日

衆徒中諸沙汰可為如前々事  
兩門徒中諸式可順門主異見但門主  
之分別重々於非分者可言上事

高野山寺中法度  
御黑印

高野山寺中法度

〔四八〇〕

〔四八一〕

衆徒中諸沙汰可為如前々事  
兩門徒中諸式可順門主異見但門主  
之分別重々於非分者可言上事  
於古跡之院家相續者以兩門主相談撰  
學者致師弟契約續血脉可讓モダシ今真  
俗諸道具事

僧正之外任戒臘可有列座事

寺号院号先規輒不許事也然悉

稱寺院甚無謂令停止之事

灌頂授職之作法或云由紺末寺或云

貧僧結緣輒執行於客坊奧院等

非衆非學之宿所灌頂曼供之執行

無先規由堅令停止事

元和三年九月十二日條

高野山金剛峯寺衆徒に條約を下さる。衆徒行人諸公事。往古の例にまかせ各別たるべし。衆徒領中人夫竹木一職の進退たるべし。山上山下の諸伽藍造營の時は。二萬千石の役夫。双方ひとしく出してつかふべし。人夫着到は双方より奉行を出して。行人方着到は衆徒方にてとり。衆徒方着到は行人方にてとるべし。青巖寺は官より建置るる寺なれば。修造の材木并に薪等。山中にて其地を定めず。何方の林樹をも伐るとべし。青巖寺領二千石の地。千石は住持検校の費用とし。千石は衆徒中の碩學八人分ちて費用とし。もし八人の中欠員あらんには。學侶中其者にあたる者。臘次にまかせ。かの欠を補ひ。昇進せしむべし。無量光院の増地は現住の生涯に限るべし。諸伽藍破壊の時は。衆徒より行人がたへ申をくり修造せしめ。會計の事は行人より衆徒に對し遂しむべし。諸伽藍差別なく。なべて千石の修理料を以て。造營怠るべからず。すべて慶長六年五月廿一日先令のむね。嚴に守るべしとなり。

(東武實錄・令條記)

13 [参考]『御當家令條』卷七 七〇 (テに同じ)

高野山中法度條々

〔慶長六年五月廿一日〕

『高野春秋編年輯錄』卷十四

(元和三年巳年)秋九月十一日。大樹秀忠公下賜新

御朱印。山

一 碩學之仁背古法不可企新儀事  
學侶方之知行不論蟲貞偏頗院家  
相應可有配當付兩門主中無疎意  
有入魂万端可調之事  
右條々任慶長十五年四月廿日元和三年  
九月十一日慶安二年九月廿一日先判之旨弥  
堅可相守之者也

常憲院様

貞享四年十月十八日 御黒印

定

高野山学侶方

一 萬事勤行等可守先規勿論結徒黨  
私申分不可致之無依怙蟲貞正路  
可令沙汰碩學中無作法於有之者從  
兩門首可言上之若兩門主於非分者從  
碩學中達奉行所可受其旨事

一大曼陀羅供庭儀堂上灌頂者為秘法  
之間非學侶者雖及競望不可許  
容縱雖為最略之灌頂於學侶之  
坊外不可執行之勿論以私之蟲貞  
戒膚不到學問未熟之輩不可附  
法事

〔四九六〕

14 碩學、閻本「碩學」。法會、閻本「法會」。列座、閻本「列坐」。或  
云「靜本「式云」。堅令停止事、閻本「・令停止事」。祭礼、閻本「祭  
禮」。

14 [参考]『武家厳制録』卷十 一〇五

一 衆徒御定目

高野山衆徒法度

〔元和元年七月日〕

〔五〇七〕

14 [参考]『御當家令條』卷七 七九

〔16に同じ〕

高野山衆徒法度

〔慶安一年九月廿一日〕

14 『高野春秋編年輯錄』卷十四

〔13に同じ〕

15 可撰碩學、内本「可・碩學」。

15 『御當家令條』卷七 七六

當山上分之古跡、如古法學問次第可有相續、并名室貳拾ヶ所可  
撰碩學之住持別而於兩門首者、以碩學之內、器量可令任之、  
就中於有修學懈怠者而貪寺領、輩者、以衆評急度可改善其住持  
者也、仍如件、

慶長十四年十一月廿一日

御黒印

高野山金剛峯寺  
衆徒中へ

一  
於大德院內 東照宮之御供領百  
石 台德院之御佛殿領百石合  
式百石充行訖因茲佛供燈明法事  
勤行以下永不可怠慢之旨下朱印  
於大德院訖及末代迄大德院可為

定

當  
常  
院  
樣  
御  
黑  
印

貞享四年十月十八日

一 山中石塔場甚廣無用之至也古來之  
石塔卒都婆羅不可紛失向後縱雖  
為國持大名其地形不可過武間四方事  
右條々任慶長六年五月廿一日元和三年  
九月十一日慶安二年九月廿一日先判之旨  
衆徒中諸法度知行配當方弥相守  
之永不可違失者也仍如件

〔五一〇〕

15 『徳川實紀』 台德院殿御實紀卷十一

慶長十四年十一月廿一日條

東寺に法令の御朱印書を下さる。其文にいふ。眞言宗興隆の  
ため東寺。醍醐。高野山の交衆勸學油斷あるべからず。もし  
修學懈怠するか。又は行状不律の徒。古跡の學室を汚するも  
のあらんには。忽ち修學持律の僧をもて。引かへ住持せしむ  
べしとなり。

また高野山金剛峯寺に下さるる御印書の文にいふ。當山上分  
の古跡古法のごとく。學業次第相續あるべし。二十か所の名  
室は最碩學の輩。其器量を撰び住持たらしむべし。學業懈怠  
して寺領を貪る徒あらば。一山會議の上嚴に其住持を改替せ  
しむべしとなり。(令條記)

15 『武家厳制録』卷十一〇四 高野山入院入院之御條目  
(慶長十四年十一月廿一日)  
(内容、令條七六号に同じ)

一 學侶之中老分之輩二人宛在江戸

可為交替兩門主儀者年々一人宛  
可有參上事

一 於山中武具馬具并婦女之器服等

不可賣買事

〔五一〇〕

16 『御當家令條』卷七 七九  
高野山衆徒法度

16 壱箇年、閣本「一箇年」。交衆、閣本「交流」。云々、閣本  
「去々」。列座、閣本「列坐」。堅令停止事、閣本「・令停止事」。可  
相守之者也、閣本「可相守・者也」。

進退若令懈怠者可有其沙汰

事

一  
於奧山寺内 東照宮為御供領  
百石宛行之訖佛法燈明法事勤  
行等永不可怠慢末代迄奧山寺  
可為進止万一於令懈怠者可有

其沙汰事

一  
天野明神祭禮其儀式衆徒行人  
如前々守古例無相違可勤仕事

付赤衣香衣錦金欄之袈裟行人

不可着用之事

右條々雖載行人方法度書之内向後  
為令無相違衆徒中仁茂成下之任

慶安二年九月廿一日先判之旨弥堅可

相守之者也

〔五三才〕

一  
一 檢校職之事、自今以後、碩學之人者、如古來可為三ヶ年之住持、但學衆之人者、可為一ヶ年之住持者也、其外老若之修學、衣鉢之威儀、可守先規事、  
一 仁和、高雄、東寺、醍醐并高野、此五ヶ寺互致交衆、可勤事教之修學、此旨弘法遺誠仁門徒之間修學最初成出可長者、不可亂騰次去々、然近年仁和、高雄、東寺、醍醐為本寺之由、雖被募其旨、遺誠分明之上者、法會出仕之時、門跡僧正之外、任戒牒可有列坐事、

寺号院号先規輒不許事也、然近年恣稱寺院号、甚無謂、令停止事、

一 灌頂授職之作法、或云由緒未寺、或云貧僧結緣、輒執行、於客坊奧院等非衆非學之宿所、灌頂曼供之執行無先規之由、堅令停止事、

一 天野明神者高野之鎮守也、祭禮神事惣神主、社家、供僧、守先規、不可企新儀事、

一 右條々、任元和元年七月日、同三年九月十一日兩先判之旨、弥堅可相守者也

慶安二年九月廿一日

常憲院様

貞享四年十月十八日 御黒印

高野山

衆徒中

〔五四才〕

『武家嚴制錄』卷十一〇八 衆徒中御條目

(慶安二年九月廿一日)

高野山衆徒法度 (本法度、令條七九号に同じ、但し第五條

〔儀〕を〔規〕に作り、留書「弥」の下に「堅」あり、第二條「仁」なし)

蓮花三昧院井上遠江守殿江參上仕

奉願趣如左

『徳川實紀』 大猷院殿御實紀卷七十六

慶安二年九月廿三日條

〔18より続く〕

また衆徒等に下さる。其文にいはく。検校職の事、今より後碩學の輩は。古制のとく三年住職たるべし。學衆は一年住職たるべし。老若之修學。衣鉢〔鉢カ〕。容儀は舊規を守るべし。仁和寺。高雄。東寺。醍醐井に高野の五寺は。互に交り修學を勤むべし。この事弘法の遺誠に。門徒のうち修學最初に成りし者を長者とし。臍次を亂すべからずとあり。しかるに近年仁和寺。高雄。東寺。醍醐等。本寺たるのよし申募るといへども。遺誠詳明なるうへは。法會出仕のとき。門跡。僧正の外は戒牒にしたがひて列座すべし。寺號。院號は前より容易にゆるざざる所なり。然るに近年悉に寺院號を稱するはひがごとなり。停止すべし。灌頂檢校職の作法。あるは由緒の末寺といひ。あるは貧僧結縁といひ。輕々しく客坊。奥院。非衆。非學の宿舎を置いて。灌頂曼供の執行するは舊制にあります。堅く停止す。天野明神は高野の鎮守なれば。神事。祭祀すべて神主。社家。供僧等。舊規を守り新義を企つべからず。これらの事元和元年。同三年兩先判書のむねにまかせ。いよいよ堅くまもるべきものなりとぞ。〔20に続く〕

高野山 学侶方

當四月十七日奥山寺内於

東照宮御神前行人方先規不

相成中曲三昧之御法事相勸之候

御朱印御條目山中諸事

法式如先規可勤之旨被為成

下候 御朱印御條目を以一山者

不及申諸国一宗之規模与奉仰

之御儀御座候在山之組頭被

召寄先規相立候様被為 仰付被

下候者難有可奉存候右御法事之

御儀雖奉恐候一山之大衆俱ニ法式

相乱候儀悲歎仕候何分ニ茂御吟味

奉願候以上

七月 在番

〔五五〇〕 蓮花三昧院 同 正 智 院  
門 無 發 築 量 寿 院

## 御奉行所

〔五六〇〕

## 一 寺中御條目

高野山寺中法度

衆徒行人諸公事、任往古之撰、可爲各別事、

如斯願書差上候處未八月六日土井伊豫守殿  
於御例席学侶方門主無量壽院惣  
代発光院在番正智院蓮花三昧院  
被 召出松平對馬守殿土井伊豫守殿  
石川近江守殿井上遠江守殿於御列座以  
御書付被 仰渡候趣如左

學侶方江被下候御書付

〔五六一〕  
衆徒方領内之人足竹木可爲一職進退、但山上山下之諸伽藍  
造營之時者、貳万千石之人足等出之、可召仕、人足着到者、從双方出奉行、行人方人足之着到者、從衆徒取之、衆徒方人足  
着到者、自行人可取之事、

青巖寺之儀者、依爲公儀之寺、修造之材木并薪等如在來、

惣山之中雖爲何之山林、可剪採之事、

當四月行人方之もの共  
權現様於 御神前從先規不勤來  
中曲三昧之御法事令執行由に付て  
吟味相願之旨及出訴候此儀從古來於  
法中相禁來法事を以令執行段無  
相違におぬてハ不届たるへき儀  
勿論候然共今年

〔五六二〕  
青巖寺領貳千石之内、千石者住持、檢校諸賄之料、千石者  
衆徒中碩學八人可有配分、若八人之内闕如之時八、學侶之  
中器量之學者任擣次、彼跡可令昇進事、

諸伽藍破壞之時者、從衆徒行人方江申送、可令修造之、於  
出入之算勘者、對衆徒可遂之、諸伽藍無簡別、以千石之修  
理免、可致造營事、  
右條々、任慶長六年五月廿一日、元和三年九月十一日兩先  
判之旨、彌堅可相守此旨也、紹隆佛法、永代無怠慢、可抽天下  
泰平之懼祈者也、

泰安二年九月廿一日 御朱印  
• • • • •

聊無御障相濟目出度御時節に候處  
右御法事に就可及異論仰裁断  
之条是非いつれに相聞るといふ共

尤不可然候仍今度願之趣ハ不及取

上然とも行人方在番茂召出し

右之仕形之事若於無相違ハ不届た

〔五六三〕

17 「参考」『御當家令條』卷七 七〇

高野山中法度條々 (慶長六年五月廿一日)

るへき旨を申聞以来をいましむへき  
之条此旨を存発光院ハ早速帰山  
山中之僧侶江右之趣を以可相達者也  
未八月  
行人方江被下候御書付  
當四月十七日奥山寺内於  
權現様 御神前行人方之もの共先  
規無之中曲三昧之御法事令執行法  
式を破り 御條目を犯之旨學侶方  
より及出訴候事若於無相違ハ不届  
至極といふへし第一御國恩を存御法  
事令執行ハ先御國法且法式ニ隨ひ  
志をつくすへき儀勿論也然に其事  
たどひ實ならずといふとも既に學  
侶之旨違ふの仕形甚以不可然急度  
遂糺明可加裁斷之処御法事諸山  
におゆて無滞御執行相済目出度  
御時節右之儀ニ付及異論等之事不  
穩便ニ付今度者別儀以不及沙汰旨  
學侶方江申渡了以來万端相鎮  
御黒印御條目并法式之趣堅相守  
相達者也

〔五八〇〕

〔五八一〕

〔五九〇〕

〔五九一〕

17 『徳川實紀』 大猷院殿御實紀卷七十六  
慶安二年九月廿三日條

18 〔續く〕

又衆徒 行人等に下さるる條約は 衆徒 行人諸公事 往古  
の撻に任せ各別たるべし 衆徒方領内の人夫竹木等は 一職  
の進退にまかすべし 山上山下の諸伽藍造營のとき 二万千  
石の人夫を分出してつかふべし 役夫着到せば 双方より奉  
行人を出し 行人方の人夫着到せば 衆徒方よりこれをとり  
衆徒方の人夫は行人方によるべし 青巖寺は官寺たれば 造  
構の材木并薪等在来のごとく 惣山中いづれの材木たりとも  
伐たるべし 青巖寺領二千石のうち 千石は住寺 檢校等の費  
料とし 残る千石は衆徒 穎學等八人の配分たるべし もし  
八人の中闕職ある時は 學侶のうち學業積功の者 謾次によ  
りてその跡に昇進せしむべし 諸伽藍破壊せし時は 衆徒よ  
り行人方に申送り修造せしむべし 出入の會計にをいては  
衆徒に對してはからふべし 諸伽藍差別なく 千石の修理料  
をもて造營すべし これらの事慶長六年 元和三年兩判の旨  
に准じ御朱印下さるれば いよいよ嚴に守るべし 佛法紹隆  
永く怠慢せず 天下安泰の懇祈を抽づべきものなりとぞ

〔五九二〕

18 『武家厳制録』卷十 一〇九  
一 寺中御條目

〔五九ツ〕

## 高野山寺中法度

如斯双方江御書付以被 仰渡候処行  
人共其慎も無之去年以来毎月

十七日於 御實前中曲三昧致執

行候ニ付惣代発光院を以當春井上

遠江守殿江願書差上候処御吟味之内

発光院相煩當九月致死去候ニ付 今

度天徳院北室院為替致參府

井上遠江守殿御役御免ニ付中曲之一件

土井伊豫守殿御掛りニ相成候ニ付十月十八日

石川近江守殿於御内寄合伊豫守殿江御

吟味御願申上候以上

〔六〇オ〕

衆徒中之諸沙汰、可為如前(前、研本「先」に作る)々事、  
兩門徒中諸式、可順門首異見、但門首之分別重々於非分者、  
可言上事

於古跡之院家相續者、以兩門首相談、撰學者、致師弟契約、  
續血脉、可讓與眞俗諸道具事、

碩學之仁背古法、不可企新儀事、

學侶方之知行不論最員偏頗、院家相應可有配當、付、兩門  
徒中無疎意、有入魂、萬端可被調・事、

右條々、任慶長十五年四月廿日、元和三年九月十一日兩先  
判之旨、彌堅可相守此旨者也

慶安二年九月廿一日 御朱印

• • • •

30 右之通願人惣代兩僧御當地江相詰罷在  
候處享保二酉九月廿三日石川近江守殿江

学侶方門主無量壽院惣代天徳院

北室院在番成移院清淨心院

釡迦文院行人方組頭上藏院金藏院

蓮花定院最勝院惣代大圓院

地藏院各被 召出松平對馬守殿土井

伊豫守殿石川近江守殿御列席而行人  
方江御裁許之趣御書付之通急度

承知可仕旨被仰付御書付被下置

〔六〇ウ〕

18 「参考」『御當家令條』卷七 七七

〔10に同じ〕

高野山寺中法度 (慶長十五年四月廿日)

『徳川實紀』 大猷院殿御實紀卷七十六

慶安二年九月廿三日條

〔7より続く〕

また山中諸院に下さるる文は、衆徒中諸事の沙汰前々の「ご」と  
くたるべし。兩門徒中の諸式は、門首の異見にしたがふべし。  
但門首のはからひ非分多きに於ては建白すべし。古跡の院家

〔六一オ〕

学侶方江茂右之御書付之写被下置之  
土井伊豫守殿御口上三而被仰渡之趣如左  
此度衆行出入御裁許急度被

仰付難有奉存向後學侶茂諸事

神妙相心得第一天下之御祈祷誠を  
以致執行次二近年者高野山有名之

僧無之由及聞候条文可相励之旨

被仰渡御裁許御書付之趣別紙如左

被仰渡御裁許御書付之趣別紙如左

正徳五乙未年秋從高野山学侶方訴

出之趣者於行人方從古來不能相勤中  
曲三昧之法要當

東照宮百回御忌令執行之由訴出

奉行所雖請其裁斷於諸寺諸山

一統御法會無滯相整之節就

御追<sup>シテガタ</sup>之事及異論則不穩便依

之以別紙不及沙汰向後違學侶之旨

法事聊不可修行之趣以書付申渡雖

然猶每月於 東照宮御神前

令執行中曲三昧之由再往從学侶

方訴之於是數回及糺彈之処於行

人方從古來修行中曲三昧之由雖

陳之令就舊制老之平座理趣

〔六一ウ〕

19 可受、閣本「可請」。取略、閣本「所略」。老人宛、閣本「老人  
も」。可有參上事、閣本「可被參上事」。式間、閣本「二間」。<sup>19</sup>  
にまかせ。いよいよ堅く守るべきものなりとぞ。〔6に統ぐ〕

〔六一オ〕

19 「御當家令條」卷七 八〇  
定 高野山学侶方

一 万事法度勤行等可守先規勿論結徒黨、私申分不可致之、  
無依怙最貞、正路可令沙汰、碩學中無作法於有之者、從兩  
門首可言上之、若兩門首於有非分者、從碩學中達奉行所、  
可受其旨事、

一 大曼陀羅供庭儀、堂上灌頂者爲秘法之間、非學侶者、雖及  
競望、不可許容、縱雖爲最略之灌頂、於學侶之坊・外不可  
執行之、勿論以私之最貞、戒臘不至學問未熟之輩、不可附  
法事、

一 學侶之中老分之輩、貳人宛在江戸可爲交替、兩門首之儀者、  
年々壹人宛可有參上事  
於山中武具馬具・婦女之器服等、不可賣買事、  
山中石塔場近年甚廣、無用之至也、古來之石塔卒都婆猥不

三昧寛文年中初有免許之  
恩裁由是觀之則行人方從古來  
勤中曲三昧來條一向不足信用  
其上

東照宮五十回御忌之御法會於  
行人方所修之行法至今推問其  
記錄無之且

御代々御法事中曲三昧終無修  
行之例證

嚴有院殿十三回御忌御法事

初而古行人修行中曲三昧雖有其請  
定其頃既無先例中曲三昧等令執  
行專任我意破古法糺明之上同年

秋古行人悉被行或遠嶋或追放

訖至新行人度々御法事更無中曲  
三昧修行之例處

東照宮百回御忌中曲三昧令修行  
事似新儀之企其奸濫之所行可  
謂犯其制矣其過失無所逃仍組

頭上藏院金藏院西門院蓮花定院  
最勝院安養院役召放閉門申付

惣代地藏院大圓院是又閉門申付  
者也

右上件之旨趣在山之行人等銘々

〔六三才〕

可紛失、向後縱雖爲國持大名、其地形不可過二間四方事、  
右條々、今度相定、所追加也、堅可守此旨、并衆徒中諸法度知  
行配當方、彌相守慶長六年五月廿一日、元和三年九月十一日  
兩先判之旨、永不可違失者也、仍如件、

慶安二年九月廿一日

資 料

三昧寛文年中初有免許之  
恩裁由是觀之則行人方從古來  
勤中曲三昧來條一向不足信用  
其上

東照宮五十回御忌之御法會於  
行人方所修之行法至今推問其  
記錄無之且

御代々御法事中曲三昧終無修  
行之例證

嚴有院殿十三回御忌御法事

初而古行人修行中曲三昧雖有其請  
定其頃既無先例中曲三昧等令執  
行專任我意破古法糺明之上同年

秋古行人悉被行或遠嶋或追放

訖至新行人度々御法事更無中曲  
三昧修行之例處

東照宮百回御忌中曲三昧令修行  
事似新儀之企其奸濫之所行可  
謂犯其制矣其過失無所逃仍組

頭上藏院金藏院西門院蓮花定院  
最勝院安養院役召放閉門申付

惣代地藏院大圓院是又閉門申付  
者也

右上件之旨趣在山之行人等銘々

〔六四才〕

『徳川實紀』 大猷院殿御實紀卷七十六  
19 慶安二年九月廿三日條

〔六三才〕

(澄榮等歸山之事高野春秋作十七日)五年以前より江戸にて  
籠居せしめられたる高野の無量壽院澄榮。實性院政算。見樹  
院(高野春秋作文殊院)立位歸山の御ゆるしありて。學侶行人双方の  
條約を林道春信勝読み聞しむ。(學侶行人方法度等御制法條令慶榮記井  
作廿一日之事)

その文にいはく。學侶方万事の法律。勤行等舊規を守り。黨  
をむすび私意を立てず。偏頗なからんやう正直に沙汰すべし。  
碩學等非法あらば。兩門首より建白すべし。もし両門首非分  
あらば。碩學より奉行所にうたへ出べし。大曼陀羅供。庭儀。  
堂上灌頂は秘法なるが故に。學侶の者に非れば。競望すとも  
許容すべからず。たとへ最略の灌頂たりといふとも。學侶の  
坊外にて修行すべからず。尤私愛にかかりて。戒謄いたらず  
學業浅陋の輩に其法を傳ふべからず。學侶の中老少二人づつ。  
府にまいりて交替し。兩門首は年々一人づつ參府あるべし。  
山中にいて。武器。馬具井に女の衣服。調度等賣買すべか  
らず。山中の墓域。近年其地を占る事廣きは無用の事なり。古

令告聞從古來被

仰出候

御黒印御條目制禁記載之法事  
者不及挙都於學侶方稱秘法之  
勤行於行人方決而不可為執行向  
後若於違犯之輩在之者急度可  
被處嚴科仍為後鑑書而下與之

永不可為違失者也

享保二丁酉九月廿三日

近江

石  
土  
松  
伊豫  
對馬  
印  
印

高野山  
行人中

〔六五才〕

20 武百石、閣本「二百石」。今度、閣本ナシ。於文殊院、閣本「於文珠院」。文殊院、閣本「文珠院」。万一、閣本「萬一」。天野明神祭、  
閣本「天野明神祭礼」。高野山衆徒中、閣本「高野山・徒中、衆落  
字カ」。

『御當家令條』卷七 八二  
定

〔六五ウ〕

一 於大徳院内、東照宮・御佛殿領百石、台徳院殿御佛殿  
領百石、合貳百石今度新所寄進也。因茲佛供燈明法事勤行  
以下、永不可怠慢之旨、下朱印於大徳院訖、及末代迄大徳  
院可為進退。若於令懈怠者、可有其沙汰事  
一 於文珠院内、東照宮為御佛殿領百石、今度新宛行之訖、  
佛供燈明法事勤行等永不可怠慢、及末代迄文珠院可為進止、  
万一於令懈怠者、可有・沙汰事  
一 天野明神祭禮其儀式、衆徒行人如前々守古例、無相違可勤仕  
事、  
附、赤衣香衣錦金欄之袈裟、行人、不可着用・事、  
右條々、今度雖載行人方法度書中、向後為令無相違、衆徒中仁

## 解題

## 一 本書について

茂成下之者也、

慶安二年九月廿一日 . . .

高野山

衆徒中

資

本書は、篠山市教育委員会所蔵の青山文庫『祠部職掌類聚』の一冊である。体裁は、縦二七・二センチ、横一九・八センチで、前後に表紙を付け右端を四目綴する他本と同じ形である。ただし虫喰も目立ち、一部本文に欠字の生じた箇所もある。いわゆる内閣文庫本および静嘉堂文庫本の存在で、欠字はすべて補えた。内閣文庫本および静嘉堂文庫本との関係は、必ずしも定かではないが、結論的にいえば、静嘉堂文庫本をもとに青山文庫本・内閣文庫本が作られたのではないかと想定している。行配り・文字の異同からみると、青山文庫本のほうが静嘉堂文庫本に忠実で、内閣文庫本は使用文字の異なる箇所がめだつので、間に少なくとも一本が介在するのであろう。(後述②)

本書に收められているのは、享保三(一七一八)年十一月に高野山学侶方の江戸在番である宝龜院と多聞院から幕府に提出された高野山関係の朱印状、黒印状の写しで、静嘉堂文庫本によれば、もう一冊(卷第五)とあわせて、一組となるものである。

ところで、近世の高野山に關する主要資料としては、(1) 高野

山第二八七世寺務検校懷英の著した『高野春秋編年輯錄』全十八巻のうち、近世に屬する巻十三以下と、(2) 幕府の命により和歌

20

20

20

『武家嚴制錄』卷十二 一二九

一 高野山御宮御佛殿領御寄附狀

(慶安二年九月廿一日)

定(本定令條第八二號に同じ、但し留畫第一行「中」を「之内」に作り、日附の下に「御朱印」あり)

『武家嚴制錄』卷十二 一三〇

一 高野山御宮御佛殿領御寄附狀

於高野山大德院内、 東照宮之御佛殿領百石、 台德院殿之御佛殿領百石合貳百石、 今度新所寄附也者、 佛供燈明法事勤行等、 永不可怠慢者也、 仍如件、

慶安二年九月廿一日 御朱印

〔参考〕『武家嚴制錄』卷十三 一四一

一 高野山知行目錄

目録

山第二八七世寺務検校懷英の著した『高野春秋編年輯錄』全十八巻のうち、近世に屬する巻十三以下と、(2) 幕府の命により和歌

度新所寄附也

御佛供領

一百石

但此百石は今度新所寄附也

山藩が仁井田好古を總裁として文化三(一八〇六)年から天保十二(一八三九)年までを費やして完成した『紀伊續風土記』全一九二卷のうち高野山に関する七十七卷とがある。本書に関する記事は、それぞれ若干検出できた。

古文書については、東京大學史料編纂所の『大日本古文書』家わけ第一「高野山文書」八冊に、近世の整理・装丁になる『宝簡集』『続宝簡集』又『続宝簡集』を収めるほか、金剛峯寺内高野山史編纂所の『高野山文書』(全十二冊予定既刊七冊)に勸学院文書・金剛三昧院文書・五坊寂靜院文書・西南院文書・興山寺文書・惠光院文書が收められている。しかしそれらの中に、本書に関する近世史料はごく一部しか收録されていない。

各資料について概観しておこう。

1は、元和元(一六一五)年七月廿八日付徳川家康朱印状「真言宗法度」である。対象は必ずしも高野山に限定されず、「徳川実紀」の同年七月廿四日条には、醍醐寺あての「真言法規」として同文が掲載される。高野山については同日条に醍醐寺の「真言法規」に続けて、本書の11「高野山衆徒法度」(元和元年七月廿八日付徳川家康朱印状)が記載されている。その中にも、真言宗の主要寺院として仁和寺・高雄・東寺・醍醐寺・高野山五ヶ寺の連携を求めて、真言宗の本山争いの中で弘法大師の遺志を根拠に高野山の優位を認めている。「御當家令條」九および「武家厳制録」六三は、この1である。

2は、慶長十四(一六〇九)年八月廿八日付「関東真言宗古義諸寺

貳千石

奥院

一千石

修理領

七千五百石

行人方

五百八拾石

文殊院

四百貳拾石

六人組頭

但、壹人二付七拾石宛、此外三拾石宛ハ有來坊領也、

合百石宛也、

右、全可寺納、并寺領之竹木人足等彌任慶長六年五月廿一日、元和三年九月十日兩先判之旨、永不可有相違者也、

慶安二年九月廿一日 御朱印

## 20 『徳川實紀』 大猷院殿御實紀卷七十六

慶安二年九月廿三日條

〔16・17・18・19につづけて〕

また大徳院に下さるる文に曰く、大徳院内にをいて。 東照宮。 台徳院殿御佛殿領各百石。 合て二百石は。 今度新に寄附せらる。 よて佛供。 燈火。 諸事の勤行等。 永く怠慢すべからざる旨。 御朱印下さるうへは。 大徳院の進退たるべし。 もし懈怠にをいては沙汰に及ぶべし。 また文殊院内にをいて。 東照宮御佛殿料として百石こたび新たに附らる。 佛供。 燈火。 法事の勤行永く怠惰なく。 末代に及ぶまで文殊院の進止たるべし。 もし懈怠せしむるにをいては沙汰あるべし。 天野明神祭祀の儀式。 衆徒。 行人舊規のごとく古例を守り。 相違なからんやうつとむべし。 赤衣。 香衣。 錦。 金欄の袈裟は行人着

家中法度」で、『徳川実紀』同日条にはこの記事に続けて、8の高野山入院御定書（同日付徳川家康黒印状）を載せる。両者の関係は不分明であるが、高野山提出文書には前書については「御本紙伊豆般若院有之候」とあり、伊豆般若院所蔵原本文書の写しに基づいている。「徳川実紀」には8に統けて、以下の記事がある。「又大山寺別當八大坊へ下さるる法令にいふ。前不動より上は。永代清僧潔戒の地たれば。かたく此旨を守るべし。これより先火宅僧并に山伏及び俗士等住居せしを止て。別當八大坊より改め令し。清僧のみ住しむべし。十二坊の檀越并に山林諸堂の賽錢等は。一物たりとも相違なく。清僧に進退せしむべし。この令を守り。佛法興隆有べしとなり。（令條記 武家嚴制録）」これは、関東真言宗支配拠点の一つとして重視した大山八大坊に当てたもので、2.8と一連をなす法令である。原本の有無はまだ確かめていない。

『高野春秋』同日条には、相模国大山寺實雄・伊豆國走湯山快運が関東頑学として幕府に認められ、朱印状「関東真言古義法談所九ヶ條」を下付されたことを記す。『御當家令條』八九および『武家嚴制録』七一は、この2である。

なお、これより先『徳川実紀』同年八月十八日条には「東寺に法令の御印書を賜ふ。其文にいふ。東寺高野は相互に學業相續すべし。もし不學の徒其室を汚に於ては。持律の僧をもて引かふべし。観智院は一宗の勤學所なり。かの經藏に收貯の諸聖教は。

他に類本なきがゆへに尤以て尊重すべし。こたび一巻も欠漏せず其書目を査檢して。副本を繕寫し。高野山青巖寺にをくり。其經藏に收貯し修學の資となさしむべし。専ら古跡の學室を再立詮亦爾。耳銘集云。任御奉行所下知。乍長髮侍御殿。間近膝行。台席。尊

用すべからず。これらのことたび行人方法度書のうちに載るといへども。向後違ひなからんため。衆徒中にも令し下さるるもの鳴りとぞ。〔6につづく〕

## 20 『徳川實紀』 大歛院殿御實紀卷七十六 慶安二年九月廿三日条

〔6に統いて〕

又高野山領定額の御朱印下さる。文にいはく。百石は 東照宮供料として。こたび新たに寄附せらる。此外二千石は奥院料。千石は修理料。七千五百石は行人方。五百八十石は文殊院。四百廿石は六人の組頭一人に七十石づつ。外三十石は有來坊料。合て百石づつまたく収納すべし。且寺中の竹木人夫等は。慶長六年。元和三年兩判の旨にまかせ。永く相違あるべからざるものなりとぞ。事はてて此僧等。白木書院にて拜謁し謝し奉る。

寺社奉行松平出雲守勝隆。御側久世大和守廣之。大目付兼松彌五左衛門正直。新番頭駒井右京親昌高野山の事務ぜられ暇たまひ。又勝隆と安藤右京進重長をめして。同じく高野山の事面命し給ひ。（下略）

## 20 『高野春秋編年輯錄』卷十四

（慶安二年）秋九月十七日。兩門主及兩訴訟人 三寶院者當病故遂御斷不出仕。被徵出御評定所。任御下知。直上御城。蒙逼塞御免。

興して。修學專一たるべし。東寺醍醐真言教相の學室廢絶に及ぶこと。尤以て怠慢といふべし。無學のやから寺領を沙汰することあるべからず。速に修學の興行あるべしとなり。(令條記)とあり、東寺・醍醐寺に対する高野山の真言宗における優位がすでに確立している。

3・4は、寛文五(一六六五年七月十一日付)徳川家綱諸宗御法度書および同日付の老中下知状である。『徳川実紀』の同年八月八日条には、將軍就任後はじめて遠国寺社領の朱印状下付(通計八社・二七三寺)を記し、続けて、「法令」の読み聞けの中で、3を記し、ついで4「老臣連署の下知状」を載せる。「御當家令條」一三五および「武家厳制錄」九七は、この3である。「御當家令條」一三六および「武家厳制錄」九八も、この4である。

5は、元禄十三(一七〇〇年三月十日付)で寺社奉行連名の関東五カ寺(鎌倉莊嚴院・箱根金剛王院・大山八大坊・王子金輪寺)にあてた条目である。その内容は、真言宗では高野山を本山とするが、これまで関東は遠隔地なので五カ寺による協議支配を認めてきた。慶安二(一六四九年)年に初めて高野山の江戸在番設置と門主の隔年参上を求める朱印状を発したが、その際五カ寺の支配については從来通りとしてきた。しかしこ後、大事は門主および江戸在番と相談して判断するよう、あらためて申し渡すとの由である。したがつて先の2も、高野山側にはこの時期以降に写しが入手されたのではないかと考えたい。

6は、慶安二(一六四九年九月廿一日付)徳川綱吉朱印状で、高野山の行人方にあてた「定」である。文殊院内に東照宮(徳川家康)御

詫曰。其方共儀致無調法付。久々通塞ヲ申付テアル。去年大權現卅三回忌ニ仕置可申渡之處。用事繁而及延引。今般令赦宥之條。左様得意マセイ。兩門主謹頓首拜出。次親王院御目見。次文殊院立詮亦蒙御免。御目見ヘ各退出。廻謝于御老中御奉行所。就中松平出雲守殿直談云。近日爲 上使可登山。仍各急速ニ可被歸山云云。

十八日。無量壽院澄榮。寶性院政算。及親王院義英。三寶院宥應。并文殊院立詮。兩訴訟人等出府赴歸山矣。案内使通一山。廿七日。歸山僧各着院。 上使來御之趣披露滿山。即席定諸役人。刷天野村坊舍俗家。打各々御宿札。并集人馬。

冬十月六日。 上使松平出雲守殿。久世大和守殿。及金松彌五左衛門尉殿。駒井右京進殿。五味備前守殿。着御于天野村。隣國諸侯太夫。各令家士來弊之。勿論和哥山諸士衆靈集近里。

翌七日。上使衆入御青巖寺。而各列座上間外座東向。檢校及五前官衆着内座向西。弘翁。覺運。雲雪。快盛。叟遍。兩門主碩老衆。次間一面向上侍座。其次段々五百餘僧任膈次列座。于時儒生一人持出 御朱印五裏。上壇正面向下座。任席次讀上之畢。而後授檢校雄胤。次第頂戴到兩門主。欽拜受了。于時當職共前官拜謝曰。老等幸生太平御世。非延齡身者。爭奉拜聞如此難遇之御聖斷乎云云。上使各被稱嘆其尊謝辭之協時宣不俗矣。耳銘集云。拜謝畢而進齋膳。(木具仕立)三向詰等。悉盡善美。供奉人膳部分調三品。塗膳脚付。下部者平膳也。上下茶菓事了。而後學僧中名畫圖墨跡等挂並客殿。誠古今之壯觀也。五殿各歷覽。其已後御供衆競重食著。自主君依有御免之詞令故也。此注釋之件。雖爲饗應後今任文便舉之。御朱印御文言讀訖。

儒生退出廊間。有暫出雲守殿稱 上意。撰舉碩學五人。被召出

仮殿領百石を新たに宛行うこと、一千石のうち五八〇石は文殊院領、四二〇石は六人の組頭領（一人七〇石ずつ）として、外に三〇石ずつは從来の坊領をあわせて百石ずつとする。六人の組頭は二人ずつ江戸在番を勤め、住山の者は行人領の代官を勤める。欠員が出すると、行人方六十人の中から器量の者を選び奉行所の指団をうけて任命する等々である。『徳川実紀』慶安二年九月廿三日条に詳しい。その記事には 19・17・18・16・20・6・20 の順で収められている。6 の末尾に見える慶長六年五月廿一日および元和三年九月十日の先判とは「<sup>7</sup>および元和三年九月十一日付の 12・13・14 であろう。『御當家令條』八一および『武家厳制録』一〇七は、この 6 である。

なお、本書には収められていないが、『徳川実紀』貞享四年十月十八日条には、ほぼ同文がある。ただし「文殊院」は「興隆寺」に改められており、「慶長六年五月・元和三年九月・慶安二年九月の制」を挙げている（25 資料参照）。

7 以降は、「御當家御代々御朱印之写」として、歴代將軍の朱印状を連ねてある。

7 は、慶長六年五月廿一日付徳川家康朱印状である。同文は、13 元和三年九月十一日付徳川秀忠朱印状（<sup>7</sup>を先判とする）、17 慶安二年九月廿一日付徳川家光黒印状（<sup>7・13</sup>を先判とする）、21 貞享四年十月十八日付徳川綱吉黒印状（<sup>7・13・17</sup>を先判とする）、と繼承されていく。同日に行人方にてに出された知行目録が『高野山文書』第七巻に収められている。『御當家令條』七〇は、この 7 である。

其體。被課聞之。耳銘集云。本自北室院良雄獨爲古碩學。新舉五人者。西院賢雄。正智院慶邁。親王院義英。龍光院宥遍。高祖院秀政也。于時年預坊西南院也。雲州公御口上。其方達五院共今般上意之旨碩學被仰付。次兩門中老分一人宛。可交替爲江戸在番之旨被示諭焉。五殿退御而入御興山寺。御朱印御讀渡之品行人中參列座配等粗准據學侶方格式。耳銘集云。行人半集議僧已下堅禁令不能徊之。是則其人品起居凡卑故。上供奉人路次相見之。慮被陋焉。特賜東照宮領新知百石於中道村内。又減興山寺舊領内四百廿石。賜新組頭六人。分知七十石宛加坊料合百石也。内一人宛。毎年交替在番武府之品被課聞焉。六人組頭蒙命之僧。南谷醫王院。賣瓶院。增福院。小田原谷增福院。一心院谷蓮花定院等也。各參拜文殊院次席也。立詮及新撰六個院等共。奉拜謝。台命之辱矣。而後受容茶葉而已出御焉。耳銘集云。初立詮以章書奉願公儀曰。本自興山領千石。公儀料二千石。行人領内新開田三百石。都合三千三百石被成下。御宮料ト干御朱印。毎日權現様御寶前供燈莊嚴御勤料別而御月忌毎大曼供庭儀瀧頂等致執行可莊御。神威奉祈。尊祚之旨頻翼之。仍公儀多年有上聞自他山學侶行人之差降勤修等。特御室大覺寺。東寺。醍醐等自御奉行所以書面取其返答書。備。台覺之上。如此有御仕置者也。來春三月中可有參上也云云。五穀於大庵室御會合受拜謝。

8は、慶長十四年八月廿八日付徳川家康黒印状である。この趣旨はつぎの9に詳しく述べられている。『武家厳制録』一〇三は、この8である。

9

は同年九月廿一日付本多正純・板倉勝重・円光寺元信連署

(徳川家康袖判物)の金剛峯寺衆徒あて「高野山印璽副状條々」である。8の内容を具体化した七カ条である。ここから本書を作成提出した学侶方江戸在番である宝龜院と多聞院は、それぞれ宝性院門中と無量寿院門中を代表していることも明らかとなる。『高野春秋』同日条には、当時の高野山を代表していた頼慶にこの「永格七ヶ條御袖判物」を賜わり、その後江戸へ参勤した由を記す。

10は、慶長十五年四月廿日付徳川家康黒印状である。「御當家令條」七七は、この10である。同文は、12元和三年九月十一日付徳川秀忠朱印状(ただし先判に触れていない)、18慶安二年九月廿一日付徳川家光黒印状(10・12を先判とする)、23貞享四年十月十八日付徳川綱吉黒印状(10・12・18を先判とする)、と継承されていく。

11は、元和元年七月日付徳川家康朱印状「高野山衆徒法度」である。『武家厳制録』一〇五が、この11である。同文は、14元和三年九月十一日付徳川秀忠朱印状(ただし特定の先判に触れていない)、16慶安二年九月廿一日付徳川家光黒印状(11・14を先判とする)、22貞享四年十月十八日付徳川綱吉黒印状(11・14・16を先判とする)、と継承されていく。『徳川実紀』元和元年七月廿四日条に詳述する。

12は、元和三年九月十一日付徳川秀忠朱印状「高野山寺中法度」五カ条であり、10で触れたとおりである。同日付けで、行人方にあって領地目録の朱印状が出されており、「高野山文書」第七卷に収

次文殊院立詮及組頭六人并訴訟人等拜禮頓首退去。其跡大徳院亦如斯。上使御衆中詞宣隨人品對語。芳訊中規矩。又參觀拜謝之時節如前爾。

十一日。上使五殿御歸駕。人馬等迄東家宿。自寺領奉送之。

(中略)

(慶安三庚寅年)三月三日。兩門主新擧五碩學赴武府。并文殊院及六院新組頭同出山。爲去冬 御朱印御目録被成下拜謝禮也。

21 行人方人之、内本「行人方人足落字之」。着到者、内本「着到八」。式千石、内本「二千石」。

21 「参考」『御當家令條』卷七 七〇

〔<sup>7</sup>に同じ〕

21 「参考」『武家厳制録』卷十 一〇二

〔<sup>7</sup>に同じ〕

21 『徳川實紀』 常憲院殿御實紀卷十六

貞享四年十月十八日条

この日紀伊國高野山金剛峯寺學侶方。行人方訴訟の事により  
會議論あり。評定所にをいて。双方に御黒印の條約を下され。  
大猷院殿御黒印の旨猶守るべき旨仰出さるるよし傳へ。寛文  
中下されし下知状七道は收公せらる。〔<sup>22</sup>に続く〕

21 『徳川實紀』 常憲院殿御實紀卷十六

貞享四年十月十八日条

191 阪経法論63('05.11)

められている。

13は、元和三年九月十一日付徳川秀忠朱印状「高野山寺中法度」五カ条であり、6で触れたとおりである。『高野春秋』同日条にも新たな朱印状の下付を記す。

14は、やはり元和三年九月十一日付徳川秀忠朱印状「高野山衆徒法度」五カ条で、11で触れたとおりである。

15は、慶長十四年十一月廿一日付徳川秀忠黒印状で、8の同年八月廿八日付徳川家康黒印状を承けて出されたものである。『御當家令條』七六は、この15そのものである。

『高野春秋』によれば、慶安一年九月十七日には、両門主と学侶方・行人方の両訴訟人が幕府の評定所に呼び出され、退塞を許され、翌十八日に江戸を発ち、高野山をめざしている。廿七日に帰山したかれらは、上使の到来を前ぶれした。十月六日に、上使として松平出雲守・久世大和守・金松弥五左衛門尉・駒井右京進・五味備前守が天野村に到着している。翌七日、上使は青巖寺および興山寺に赴き、学侶方と行人方の双方に朱印状を読み渡している。さらに大徳院で初めて家康・秀忠の仏殿供灯勤行料として朱印地二百石を賜っている。上使らが天野の本陣に戻った後、山内の関係者が謝礼に赴いている。十一日、上使らは江戸へ向かつた。これらの経緯がつぎの16以下に深くかかわっていることは、言うまでもない。

16は、慶安二年九月廿一日付徳川家光黒印状「高野山衆徒法度」五カ条であり、11で触れたとおりである。『御當家令條』七九およ

〔<sup>21</sup>・<sup>22</sup>・<sup>23</sup>・<sup>24</sup>・<sup>25</sup>に統いて〕

又衆徒行人双方へなしくださるる條にいふ。双方諸事古制にまかせて各別たるべし。衆徒領内の人夫。竹木は。一職の進退たるべし。但し山上山下の諸伽藍修營のときは。二万千石の人夫平均に出しめて遣ふべし。人夫着到せば。双方より奉行を出し。行人方の人夫着到の時は。衆徒方よりこれをとり。衆徒方人夫着到は行人方よりこれをとるべし。青巖寺修理の材木井に芝薪等。今までのごとく。惣山中何の山林たりといふとも採樵すべし。青巖寺領二千石の内。千石は住持。検校の費用に充て。千石は衆徒中碩學九人に配分すべし。もし九人の中闕あらば。學侶の中其器をゑらび。膳次にまかせ彼闕を補ふべし。諸伽藍破壊のときは。衆徒より行人方へ申をくり。修理せしむべし。出入の會計は衆徒とはかり合べし。諸伽藍差別なく。千石の修理免をもて造營すべし。此旨慶長六年五月。元和三年九月。慶安二年九月の先制を堅守り。佛法を紹隆し。永代継続なく。天下泰平の懇祈をぬきむづべきものなりとなり。(日記)

22

『徳川實紀』常憲院殿御實紀卷十六

貞享四年十月十八日条

〔<sup>21</sup>に統いて〕

さて衆徒方へなし下さるる令にいふ。檢校職の事。今より後碩學の者。古來のごとく三年住職たるべし。但し學衆は一年住職たるべし。其他老若の修學。衣鉢の威儀先規を守るべし。

び『武家厳制録』一〇八は、この16である。『徳川実紀』同日条に、  
19・17・18・16・20・6・20の順で記載されていることは、先  
に触れた通りである。

17は、慶安二年九月廿一日付徳川家光黒印状「高野山衆徒法度」  
五カ条で、7で触れたとおりである。『武家厳制録』一〇九は、こ  
の17である。

18は、慶安二年九月廿一日付徳川家光黒印状「高野山寺中法度」  
五カ条で、10で触れたとおりである。『武家厳制録』一〇九は、こ  
の18である。

19は、新たな慶安二年九月廿一日付徳川家光黒印状五カ条であ  
るが、これまでの16・17・18と同様に先判を承けて出されてお  
り、学侶方にあてた「定」である。『徳川実紀』同日条に見える。先  
判として、すでに慶長六年五月廿一日付「徳川家康朱印状」元和三年  
九月十一日付(徳川秀忠朱印状)が出されているらしい。ほぼ同文に  
24貞享四年十月十八日付徳川綱吉黒印状がある。「御當家令條」  
八〇は、この19である。

20は、慶安二年九月廿一日付徳川家光黒印状「定」で、「徳川実  
紀」同日条に見える。同日に知行目録徳川家光朱印状も出されて  
いる。同文は25貞享四年十月十八日付徳川綱吉黒印状がある。  
『御當家令條』八二および『武家厳制録』一一九・一三〇は、この20  
である。

21は、貞享四年十月十八日付徳川綱吉黒印状「高野山寺中法度」  
五カ条で、7で触れたとおりである。

仁和。高雄。東寺。醍醐井に高野。此五寺相互に交衆して。事  
教の修學をつとむべし。此旨は弘法の遺戒にも。門徒の間。修  
學最初に成出を長者とすべし。臍次を亂すべからずといへり。  
然るに仁和。高雄。東寺。醍醐本寺たるのよし申つのるとい  
へども。遣戒既に分明の上は。法會出仕のとき。門跡。僧正  
の外は。戒臍にまかせ列座あるべし。寺號。院號。先規たや  
すぐ許さざることなり。しかるをほしいままに寺院と称する  
事。甚いわれなればこれを禁ずべし。灌頂授職の作法。あ  
るは由緒の末寺といひ。あるは貧僧結縁ととなへ。たやすく  
客坊。奥院等に執り行ふ。非業。非學の宿所にて。灌頂曼供  
の執行先規なきよしなれば。かたく停止せしむ。天野明神は  
高野鎮護の神なれば。神事祭祀。惣巫祝。供僧等先規をまも  
り。新儀を企つべからず。この旨元和元年七月。同三年九月。  
慶安二年九月御判書の旨。いよいよかたく守るべとなり。  
〔23に続く〕

22 云々、閣本「去々」。列座、閣本「列坐」。令停止之事、閣本「令  
停止・事」。堅令停止事、閣本「令停止事」。祭礼、閣本「祭禮」。

〔参考〕『御當家令條』卷七 七九  
〔16に同じ〕

23 高野山寺中法度、閣本「高野山・中法度」。両門主中、閣本「両  
門徒中」。

22は、貞享四年十月十八日付徳川綱吉黒印状「高野山寺中法度」五カ条で、11で触れたとおりである。

23は、貞享四年十月十八日付徳川綱吉黒印状「高野山寺中法度」五カ条で、11で触れたとおりである。

24は、貞享四年十月十八日付徳川綱吉黒印状「定」五カ条で、学侶方に当たれており、19で触れたとおりである。

25は、貞享四年十月十八日付徳川綱吉黒印状「定」三カ条で、20で述べた通りである。

以上は『徳川実紀』常憲院殿実紀卷十六の同日条に採録されている。

歴代将軍の御代替りにさいして、朱印状・黒印状の再交付が行なわれている。その際には、幕府の記録に基づくのではなく、被交付者側から写しを提出させ、その文面を原則的には踏襲して新たに新将軍の印を捺した書面を交付する。

26は、正徳五年七月十九日に学侶方の門主無量寿院・惣代発光院・在番正智院・在番蓮花三昧院が寺社奉行井上遠江守に提出した寺社奉行所宛「奉願口上覚」であり、四月十九日に行な方は興山寺の東照宮神前で許されていない「中曲三昧」の法事をを行い、御朱印御条目にそむき法式を乱したので、吟味願いたいとの趣旨であつた。

27は、同年八月六日に土井伊予守邸で26の学侶方五名が召出され、松平対馬守・土井伊予守・石川近江守・井上遠江守の列座の

〔参考〕『御當家令條』卷七 七七  
〔10に同じ〕  
高野山寺中法度 豊長十五年四月廿日

『徳川實紀』 常憲院殿御實紀卷十六  
貞享四年十月十八日条

〔21・22に統いて〕  
又一通にいふ。衆徒中の諸沙汰前々のごとくたるべし。兩門徒中諸事門首の異見に従ふべし。但門首のはからひ非理たらば。府にうたふべし。古跡の院家を繼ぐ事は。兩門首會議して學者を選び。師弟の契約をなし血脉を續ぎ。寺中の縉素諸雜具ともに譲るべし。碩學のもの古法にそむき。新儀を企つべからず。學侶の領地偏頗なく。院家相應に配當し。兩門徒中疎意なく交り。万事はかりあふべし。右の條條慶長十五年四月。元和三年九月。慶安二年九月前制の旨彌かたく守るべしとなり。〔24に統く〕

24 甚廣、内本「近年甚廣」。

〔参考〕『御當家令條』卷七 八〇  
〔19に同じ〕  
定 高野山学侶方〔慶安二年九月廿一日〕

『徳川實紀』 常憲院殿御實紀卷十六  
貞享四年十月十八日条

もと申し渡された「学侶方江被下候御書付」である。内容は、学侶方の主張は認めるが、今年は權現(徳川家康)様百回忌の法事が諸山で無事滞りなく行われために好ましくない。しかし行人方在番を召出しの決着をつけるのは好ましくない。右の仕形が相違なければ不届であることを申聞けて今後を止めるので、惣代発光院は早速帰山して山中の僧侶にこの旨を伝えるようにとの趣旨である。

28は、同時に出された「行人方江被下候御書付」であり、同内容の趣旨を述べ、今後は「御黒印御条目および法式」を堅く守るべし、としている。

29では、この双方への書付による仰渡しにもかかわらず、行人どもは慎みもなく、去年以来毎月十七日に御宝前(東照宮神前)での「中曲三昧」を執行しているので、惣代発光院に井上遠江守殿あて願書を提出させたところ、吟味中に発光院は発病し、この九月に死去したので、今度は天徳院と北室院が替わりに参府し、しかも井上遠江守殿は御役御免となり、「中曲」の一件は土井伊予守殿が掛りとなつたので、十月十八日に石川近江守邸での内寄合で、伊予守殿へ吟味願を申し上げたとの要旨である。この文書は30と一体をなすものか。

30では、29の通り願人惣代の両僧(天徳院・北室院)が御当地(江戸)に待機していたところ、享保二年九月廿三日に石川近江守邸へ、学侶方の門主無量寿院・惣代天徳院・惣代北室院・在番成移院・在番清淨心院・在番釈迦文院、行人方の組頭上藏院・組頭金蔵院・組頭蓮花定院・組頭最勝院・惣代大円院・惣代地藏院が召

[21・22・23に統いて]

また學侶方へ下されし令は。万事法度勤行先規を守り。黨をむすび私論すべからず。依怙なく正しく沙汰すべし。碩學の輩不良の舉動あらば。兩門首より府に聞えあぐべし。もし兩門首の内非理あらば。碩學より奉行へうたへ指揮をうくべし。大曼陀羅供。庭儀堂上灌頂は秘法たるの間。非學侶は競望に及ぶといへどもゆるすべからず。たとひ最略の灌頂たりとも。學侶の坊の外にをいて執行すべからず。勿論私の最員をもて。戒謄いたらず。學問未熟のともがらに法を附すべからず。學侶の中老分のともがら二人づつ在府して交代すべし。兩門首は毎年一人づつ參府あるべし。山中にをいて武具。馬具。井に婦女の器服等賣買すべからず。山中墓地甚廣し。無用のことなり。古來の石塔。卒都婆みだりにうしなふべからず。今より後たとひ國持大名たりといふとも。其地二間四方に過べからず。右の條。慶長六年五月。元和三年九月。慶安二年九月前制にまかせ。衆徒中諸條約。寺領配分の法彌かたく守り。ながく違失あるべからずとなり。[25に統く]

充行訖、内本「最行訖」。進止、内本「進・」。

25 「参考」「御當家令條」卷七 八二  
〔慶安二年九月廿一日。〕

[20に同じ]

出され、寺社奉行松平対馬守・土井伊予守・石川近江守の列席のもとに、行人方へ裁許の結果が書付として下し置かれた。また学

侶方へも、この書付の写しが下し置かれた。土井伊予守は口頭で以下のように仰せ渡された。

このたびの衆・行出入(学侶方・行人方の紛争)について、学侶方は諸事神妙に心得、第一に天下の御祈祷を誠をこめて執行することと、また近年高野山には有名な学僧もいないので学問に励むよう。行人方は、「中曲三昧」については修めておらず、東照宮五十回忌の法会では修行の記録なく、將軍家代々の法事でも修行の例証なく、嚴有院殿(徳川家綱)十三回忌の法事では申請はあつたが先例ないにもかかわらず、勝手に古法を破り、同年秋糺明の上、古行人はことごと遠島・追放とした。新行人もたびたびの法事で「中曲三昧」は修行しなかつたのに、東照宮百回忌では「中曲三昧」を修行したのは新儀の企てではなはだ問題である。この過失は逃れようがない。そこで組頭の上蔵院・金蔵院・西門院・蓮花定院・最勝院・安養院は役儀召放・閉門を、惣代地蔵院・大円院もまた閉門を申し付ける、との趣旨である。

中世以来の学侶方・行人方の紛争は、しだいに行人方への本格的な彈圧へと進んだ。その結果、先の元禄聖断(関係文書は巻五に取れる)で行人六二七名の配流、行人寺九〇二軒の廃棄という大弾圧にいたつたが、その後も行人方の動きは続いていたことが判明する。

〔21  
22  
23  
24に統いて〕

また衆徒方に下さる一通にいふ。大徳院内にをいて。

東照宮の御供料百石。合て二百石づつて行はる。これをも

て佛供。燈明。法會勤行以下。永く怠慢すべからざる旨。朱

印を大徳院に下さる。末代に及まで大徳院進退たるべし。もし懈怠を怠慢せば其沙汰あるべし。興山寺内にをいて。

東照宮御供料百石あて行はる。佛供。燈明。法會執行等永くをこたるべからず。末代に及ぶまで興山寺進退たるべし。もし懈怠せば其沙汰に及ぶべし。天野明神祭祀。其儀式。衆徒行人前々のごとく。舊例を守り執行すべし。附たり赤衣。香衣。錦。金欄の袈裟行人着すべからず。此むね行人方の條約にものするといへども。今より後違犯なからしめんがため。衆徒中へもなし下さる。慶安二年九月の制に従ひ。彌たかく守るべしとなり。

又行人方へ下さるる一通にいふ。興山寺内にをいて。

東照宮御供料百石あて行はる。佛供。燈明。勤行等おこたるべからず。五百八十石は興山寺領。四百二十石は六人組頭領。組

一人に七十石たるべし。その他三十石づつは有來の坊領。合せて百石づつなり。六人の組頭。在府二人づつ交代すべし。此中住山のものは。行人領の代官をつとむべし。組頭六人の中闕あらば。上六十人の中にをいて。其器をゑらび奉行にうたへ。指揮にまかせ組頭申付べし。勿論前條の七十石は役人領たれば。私に譲與すべからず。萬事法度以下六人の組頭會

貞享四年十月十八日条

## 二 篠山青山文庫本・内閣文庫本と静嘉堂文庫本

本書における、篠山青山文庫本と、静嘉堂文庫本および内閣文庫本の異同は、下記の通りである。單なる文字の異同のみならず、改行箇所の異同を確かめると、青山文庫本は静嘉堂文庫本をもとに作成された可能性が高い。これに対し、内閣文庫本は両者との直接関係はやや稀薄で、間にすくなくとも一本が介在し、しかも内閣文庫本の本文脇の隨所に書き入れが見られるように、この本は判読しにくい筆跡であつたようだ。

### 篠山本と静嘉堂文庫本の異同箇所

- 二才六行目 高野山学侶方、閑本同。静本「高野・学侶方」  
一一〇一行目・二行目 儀、静本改行相違。  
一二三才六行目 等事者如、静本此上貼紙「令判断小事者」  
一六六才一行目 裥沙衣、閑本同、静本袈裟」  
二三三才五行目・六行目 衆、静本改行相違。  
二四四才一行目・二行目 准、静本改行相違。  
二四四才三行目・四行目 買、静本改行相違。  
二五五才六行目・七行目 学、静本改行相違。  
二五五才一行目 當集儀衆、閑本同。静本「當集議衆」  
二六六才六行目・二六六才一行目 相究、静本改行相違。  
三〇〇才三行目・四行目 度、静本改行相違。  
三三二才三行目 學侶之内、閑本同。静本「學侶之中」  
三三三才六行目・七行目 申、静本改行相違。

議し。興山寺へうたへて申付べし。勿論黨をむすび私論なすべからず。偏頗の事なく正路に沙汰すべし。もし組頭非理あらば。府にうたへ出べし。万一興山寺非理あらば、六人より奉行所にうたへ。指揮にまかすべし。大曼陀羅供。庭儀堂上の灌頂は秘方たれば。競望すべからず。たゞへ最略の灌頂たりといふとも。學侶の坊にて執行すべし。勿論私に傳授すべからず。天野明神の祭祀。其儀式。衆徒行人前々のごとく古例を守り違犯あるべからず。附たり赤衣。錦。金欄の袈裟行人着すべからず。山中にて器械ならびに婦女の器具等賣買すべからず。山中墓地廣し。無用の至なり。古昔の石塔。卒都婆は。みだりにうしなふべからず。たとひ國持大名たりといふとも。其地形二間四方に過すべからず。大徳院内にをいて。 東照宮。台徳院殿御供料各百石をもて。佛供。燈明。法會勤行永くをこたるべからざる旨の御朱印。大徳院に下さるれば。末代までも大徳院進止すべし。もし怠慢せしむるにをいては。其沙汰に及ぶべし。慶長六年五月。元和三年九月。慶安二年九月の制を守り。違犯すべからずとなり。  
〔2に統ぐ〕

### 25 『高野春秋編年輯錄』卷十六

(貞享四丁卯年十月)十八日辰中奉  
在府雙方列參御評定所。寶門  
主信龍。無門主宥算。地藏院長翁。善集院宥乘也。○行人方雲堂。來迎院堯  
譽。上生院寶積院參上。廣間内線土座學侶。下座行人方也。雙方僧中之鼻紙  
入等。御役人衆封付預之。然後寺社御奉行各面前御列參。御誕三爲何義雖被

- 三五ウ一行目 可・碩学、閣本同。静本「可撰碩学」  
三六ウ六行目・七行目 近・静本改行相違。
- 四二才五行目・六行目 到、静本改行相違。
- 四四ウ二行目 裳沙衣、静本・閣本「袈裟」  
四五才二行目 高野山・徒中・閣本同・傍書「衆落字力」。  
静本「高野山衆徒中」
- 四五ウ五行目 人・之着到、静本同。閣本同・傍書「足落字力」。  
四六才四行目・五行目 量・静本改行相違。
- 四七ウ三行目・四行目 ケ・静本改行相違。
- 五五才三行目・四行目 事・静本改行相違。
- 六〇才三行目・四行目 執・静本改行相違。
- 六二ウ四行目 御追・之事、閣本同。静本、「御追薦五之事」。
- 六五才一行目 被・仰口候、静本「被・仰出候」、  
閣本「被・仰付候」

篠山本と内閣文庫本の異同

二ウ六行目 行人方与出入・静本同。閣本「行人方之出入」

五才五行目 深浅・静本同。閣本「浅深」

五ウ一行目・三行目 立・丹誠・閣本改行相違。

五ウ四行目 衆抜・静本同。閣本「衆祓」

五ウ五行目・六行目 (中絶)之(儀)・閣本改行相違。

五ウ六行目 中絶之儀者・静本同。閣本「中絶之儀八」

五ウ六行目 濫觴・静本同。閣本「監觴」

仰付預之。然後寺社御奉行各面前二御列參。御詫二爲何義雖被仰付神妙二御請  
可被言上。若所存有之者。此已後同役三可被口達之。云云。○行人方亦同斷之  
御口上也。

御老中御出席。大久保加賀守殿。阿部豊後守殿。戸田山城守殿。土屋相模  
守殿。若年春秋元但馬守殿。稲垣安藝守殿出座無之。紀州へ上使故。大横目  
敷居ノ内ニ可被入焉。御列座之同間距り入。千時雲堂王亦先ハ入片膝。御目付  
衆。并小目付衆各出席也。

寺社奉行四殿御列座定被召出雙方。先學侶方參列。次二行人方御呼立  
候。僧一人二武士一人宛相副。雙方共如此。座定而後。大目付口上。兩門主者  
數居ノ内ニ可被入焉。御列座之同間距り入。千時雲堂王亦先ハ入片膝。御目付  
叱之。則引退也。

山城守殿御 口達上意之趣。高野山衆徒行人之間儀 大猷院様  
御代之御條目之通。彌可相守。依之此度。御黒印被成下候。難  
有可奉存。五通之御黒印。被讀聞。讀師儒者酒井伯隆。御渡シ次二行人  
方。亦如右。次ニ御奉行安藝守口上。雲堂儀興山寺江歸住被・仰  
付。難有可奉存。行人方へ被成下候御文言之内。今般始可抽天下泰平之悃  
祈之一行相加焉。各退席矣。直奉拜謝御老中御奉行方也。河内守殿  
宅御寄會。列出四殿座前。宥算云。今朝者奉成御苦惱候。(僖八)御前代御  
黒印被寫下。御丁寧之御事二候。就其 大猷院様御黒印尤難相守。此御條目枯  
(孤戀)簡二而爾來行人方種々企新儀。刪脫古法。學侶方奉歎之。段々御糺明  
之上。

嚴有院様御條目被成下。一山靜謐二相成候處。又其御條目被召上。已前之  
大亂三不遠。歎ケ敷儀不過之候。最早頃日奧院廿四人香花番頭用乘輿之由二  
候。供燈役者如此傲出候。又九月九日大風二而風折木大分山林二有之處。學侶  
二不遂相談。行人共強勢二伐採之趣。自年預告來候云云。御奉行衆曰。逐一二

- 六才四行目 器量、靜本同。閣本「嘉量」
- 六才四行目・五行目 (營)者、閣本改行相違。
- 六才五行目 能化之許、靜本同。閣本「能化之科(本ママ)」
- 六才六行目 謂能化、靜本同。閣本「傍能化」
- 六才七行目・六ウ一行目 張、閣本改行相違。
- 七才二行目・三行目 止、閣本改行相違。
- 七ウ一行目 一年、靜本同。閣本「老年」
- 七ウ二行目 二季、靜本同。閣本「式季」
- 七ウ六行目 下知事、閣本改行箇所。
- 八才三行目・四行目 (傳受)者、閣本改行相違。
- 八才五行目 佛法、靜本同。閣本「仏法」
- 九才二行目・三行目 住持、閣本改行相違。
- 九才七行目・九ウ一行目 (僧侶)方、閣本改行相違。
- 九ウ二行目・三行目 不可仕、閣本改行相違。
- 九ウ四行目 國法、靜本同。閣本「國法」
- 九ウ四行目 於・其届者、靜本同。閣本「於有其届者」
- 九ウ四行目・五行目 無、閣本改行相違。
- 一〇才一行目・二行目 質(物)、閣本改行相違。
- 一〇才三行目・五行目 出家、領主代官江、閣本改行相違。
- 一一才二行目 檀那、靜本同。閣本「旦那」
- 一一才五行目 佛壇、靜本同。閣本「佛壇」
- 一一才七行目 妻帶八、靜本同。閣本「妻帶者」
- 一一ウ二行目・三行目 (隨科)之、內本改行相異。
- 一二才三行目 一派之儀者、靜本同。閣本「一派之儀八」

各道理至極矣。併先今朝被渡遣之 御黒印之通。大猷院様御代之通可被相守也云云。算云。御 代々御朱印二守古法不可致新規。被下置候間。行人於新法仕者。每度言上可仕云云。如此之旨趣一山へ以飛札申遣也。

<sup>26</sup> 條目を以、内本「御條目ヲ以」。諸國、内本「諸國」。被奉仰之御儀、内本「被奉仰之候儀」。法式、内本「方式」。相乱候儀、内本「相乱候義」。二茂、内本「ニモ」。差上候処、内本「差上候處」。

<sup>27</sup> 『高野春秋編年輯錄』卷十八  
(正徳五乙未年)秋七月廿七日。辨仙指上訴狀于公廳。御奉行井上遠江守殿爲御月番在府衆中無量壽院義雄。正智院雲海。蓮花三昧院存秀各加判也。

法事を以、内本「法度ヲ以」。御時節に候処、内本「御時節江如」。然とも、内本「然共」。

松平対馬守	近昭	正徳元(一七一)年十二月廿三日就任
	(近頃)	享保十(一七二五)年 八月廿四日 卒
土井伊予守	利忠	正徳三(一七一三)年 三月廿三日就任
	(利意)	享保九(一七二四)年閏四月十一日辭任
石川近江守	總茂	正徳四(一七一四)年 九月 六日就任
	享保二(一七一七)年 九月廿七日転任	
井上遠江守	正辰	正徳五(一七一五年) 二月十八日就任

一二才六行目 就閑東者、靜本同。閣本「就閑東八」

一二才七行目・一二ウ一行目 大坊、閣本改行相異。

一二ウ一行目 王子、靜本同。閣本「王土(本ノママ) 寺カ」

一二ウ一行目 五箇寺、靜本同。閣本「五ヶ寺」

一二ウ三行目 門西、靜本同。閣本「門主」

一二ウ四行目 御朱印候、靜本同。閣本「御朱印江」

一二ウ四行目 五箇寺、靜本同。

一二ウ四行目 五箇寺、靜本同。

閣本「五箇土(本ノママ 寺カ)」

一二ウ五行目 大事ハ、靜本同。閣本「大事者」

一二ウ七行目 五箇寺、靜本同。閣本「五ヶ寺」

一二ウ七行目 混亂候条、靜本同。閣本「混亂候之條」

一四才一行目 百石八、靜本同。閣本「百石」

一四才二行目 充行、靜本同。閣本「宛行」

一四才二行目・三行目 勸行等、内本改行相異。

一四才六行目 付而七拾石宛、靜本同。閣本「付而者拾石宛」

一四才七行目 有來、靜本同。閣本「自來」

一四才一行目 住山者、靜本同。閣本「住山八」

一四才三行目 於六拾人、靜本同。閣本「於六拾人」

一四才三行目 器量之者、靜本同。閣本「器量之在」

一四才三行目 私之譲者、靜本同。閣本「私之譲八」

一五才三行目 可令沙汰、靜本同。閣本「自今沙汰」

一五才五行目 於有之者、靜本同。閣本「於有之八」

一五才五行目・六行目 人、閣本改行相違。

享保元(一七一六年)九月晦日辭任

## 『高野春秋編年輯錄』卷十八

27 (正徳五乙未年)八月廿七日。在府之學行共被召出四殿御評席。以御書出。意曰。今般御法事諸山共相濟。日出度御時節。故不及沙汰。行人方已來相慎。違學侶之旨之法事不可勤之趣申渡之條。發光院者早致歸山山中僧侶。可申達之候云云。

28 御法事、内本「御法」。裁斷之處、内本「裁斷之處」。おひて、内本「おひて」。別儀、内本「別義」。

## 『高野春秋編年輯錄』卷十八

(正徳五乙未年)八月廿七日。(以下、27に同じ)

29 執行、内本「修行」。

30 衆行出入、内本「不行出入」。誠ヲ以、内本「寔ヲ以」。別紙、内本「別弔」。訴出、内本「雖訴出」。別紙、内本「別弔」。於行人方、内本「猶行人方」。記録、内本「記録」。破古法、内本「彼古法」。遠嶋、内本「遠嶋」。執行、内本「修行」。無所逃、内本「無所巡趣力」。仰出、内本「仰付」。違犯之輩者、内本「違犯之輩在々者」。

## 『高野春秋編年輯錄』卷十八

- 一五才六行目 可受其旨、靜本同。閣本「被請其旨」  
 一五才七行目 堂上之灌頂、靜本同。閣本「塵上之灌頂(灌頂)頂」  
 一五才四行目 致事、閣本改行相違。  
 一六才一行目 製沙衣、靜本・閣本「製裟」  
 一六才三行目 馬具并婦女、靜本同。  
 閣本「弁(并力)婦(婦力)女」  
 一六才三行目・四行目 服、閣本改行相違。  
 一六才五行目・一六才一行目 (無用)之不可、(國)持大名、  
 閣本改行相違。  
 一六才五行目 不可過、靜本同。閣本「不可色(過力)」  
 一六才五行目 佛供、靜本同。  
 閣本「佛法(本ノママ 供力法カ)」  
 一六才五行目・六行目 忽、閣本改行相違。  
 一六才七行目・一七才一行目 懈、閣本改行相異。  
 一七才二行目・四行目 弥、九月、閣本改行相違。  
 一七才七行目 造營之時者、靜本同。閣本「造營之時ハ」  
 一八才二行目・三行目 (衆)徒、閣本改行相違。  
 一八才五行目・六行目 脗、閣本改行相違。  
 一八才七行目 當住、靜本同。閣本「舊住」  
 一九才三行目・四行目 千、内本改行相違。  
 二〇才二行目・四行目 所之、住持、閣本改行相違。  
 二〇才三行目 可為住持、靜本同。閣本「不為住持」  
 二三才四行目 可撰定事、靜本同。閣本「可撰定・」  
 二三才三行目 十ヶ所、靜本同。閣本「拾ヶ所」

(享保二丁酉年)九月廿三日。在府學侶五院行人亦五院被召寄石河公之宅。御奉行三殿御來會之席江先被召出行人方五院以御名印之書付被爲讀渡之。組頭中被召放役儀。及總代僧共閑門被仰付訖。是欺公儀也。

御書面曰。 東照宮百廻御忌。行人新法執行中曲三昧。仍學侶雖訴出之以別儀不執奏。行人其已來可相懷之趣言付之處。還而爲潤色。猶每月勤中曲三昧之條。令就舊例考之。平座理趣三昧寬文年中初有免許之恩裁。又五十廻御忌之請定不出之。且嚴有院十三廻御忌古行人中曲三昧之請定出之。然其比行人專任我意二壞古法最中故。雖爲例證。旁以奸濫之所行。可謂犯其制矣。依之組頭上增院。金藏院。西門院。蓮華定院。最勝院。安養院役儀召放閑門申付。惣地藏院。大圓院。是亦閑門申付者也。 享保二酉年九月廿三日。

三殿御印。高野山行人中。此御印書頂戴五院共慎退席。

次學侶方各被召出以右御書出之寫被御讀聞。各慎拜謝退矣。與州公曰。各誠を以公儀御祈禱可被相勸。扱又高野山二山近年學者之汰汰無之。已來學問繁榮博識有智之僧出來有之様ニ常々可被掛意ニ也云云。

- 二三才一行目 十ヶ所、靜本同。閣本「拾ヶ所」
- 二三才二行目～四行目 (碩學、無學) 閣本改行相違。
- 二三才二行目 有其聞、靜本同。閣本「自其聞」
- 二四才一行目～二行目 可、閣本改行相違。
- 二四才一行目 一人宛、靜本同。閣本「老人宛」
- 二四才四行目 放、閣本改行相違。
- 二五才三行目～五行目 住、之(仁)、閣本改行相違。
- 二五才四行目 拔群之住者、靜本同。閣本「拔群之位者」
- 二五才六行目 可勤学、靜本同。閣本「勤学」
- 二五才六行目～七行目 勤、閣本改行相違。
- 二五才二行目 無量壽院、靜本同。閣本「無量壽院」
- 二六才一行目 十八人、靜本同。閣本「拾八人」
- 二六才七行目 不調者、靜本同。閣本「可調者」
- 二六才三行目～四行目 未入、閣本改行相違。
- 二七才六行目～七行目 讓与、閣本改行相違。
- 二八才二行目～四行目 家、無諫意、閣本改行相違。
- 二八才七行目 修学、靜本同。閣本「條學」
- 二九才一行目 此五ヶ寺、靜本同。閣本「廿五ヶ寺」
- 二九才二行目～三行目 法、閣本改行相違。
- 二九才六行目 出仕之時門跡、靜本同。閣本「出仕之慰酌」
- 二九才四行目 貧僧、靜本同。閣本「貪僧」
- 二九才二行目～三行目 云々、靜本同。閣本「去々」
- 三四才四行目 分明上者、靜本同。閣本「分明上八」
- 三四才四行目 法會、靜本同。閣本「法會」
- 三四才二行目 灌頂授職、靜本同。閣本「灌頂校職」
- 三四才三行目～四行目 行、閣本改行相違。
- 三四才六行目 祭礼、靜本同。閣本「祭禮」
- 三五才一行目 成渡、靜本同。閣本「成後」

三〇才五行目・六行目 重所、閣本改行相違。

三〇才二行目 可為如前々事、靜本同。閣本「可為如前之事」

三〇才三行目 諸式、靜本同。閣本「法式」

三〇才五行目 相續者、靜本同。閣本「相續八」

三一才二行目 不論、靜本同。閣本「不淨」

三一才三行目・四行目 為、閣本改行相違。

三一才五行目 此中、靜本同。閣本「此節」

三一才四行目 可令昇進事、靜本同。閣本「可為昇進事」

三一才五行目 加增者、靜本同。閣本「加增八」

三一才六行目・三三才一行目 對衆、閣本改行相異。

三三才三行目 先判之旨、靜本同。閣本「先例之旨」

三三才三行目・四行目 先判之、閣本改行相違。

三四才二行目 分明上者、靜本同。閣本「分明上八」

三四才四行目 法會、靜本同。閣本「法會」

三四才二行目 灌頂授職、靜本同。閣本「灌頂校職」

三四才三行目～四行目 行、閣本改行相違。

三五才二行目・三行目 重、閣本改行相違。

三六才七行目 壱箇年、静本同。閣本「一ヶ年」

三六ウ一行目・二行目 先、閣本改行相違。

三七才二行目・三行目 外、閣本改行相違。

三七ウ七行目 可相守之者也、靜本同。閣本「可相守・者也」

三八ウ四行目 分出之、靜本同。閣本「・出之」

三九才五行目 武千石、靜本同。閣本「二千石」

三九才七行目・三九ウ一行目 時者、閣本改行相違。

三九ウ五行目・六行目 以千、閣本改行相違。

四〇才三行目 安泰、靜本同。閣本「泰平」

四一才二行目・四行目 院無疎、閣本改行相違。

四二才一行目 可請、靜本同。閣本「可受」

四二ウ一行目 壱人宛、靜本同。閣本「壹人ツヽ」

四二ウ三行目・四行目 等、閣本改行相違。

四二ウ六行目・四三才一行目 紛失向後四方事、閣本改行相違。

四二ウ七行目 武間、靜本同。閣本「二間」

四三ウ四行目 武百石、靜本同。閣本「二百石」

四四才五行目 万一、靜本同。閣本「萬一」

四四才七行目 祭礼、靜本同。閣本「祭」

四五ウ二行目 製沙衣、靜本、閣本「製裟」

四五ウ五行目・六行目 成下、閣本改行相違。

四五才二行目 高野山徒中、靜本同。

四五才四行目・五行目 可為、閣本改行相違。

四五ウ三行目・四行目 召、閣本改行相違。  
四五ウ五行目 行人方人之、靜本同。

閣本「行人方人(足落字カ)之」

四六才二行目 武千石、靜本同。閣本「二千石」

四六ウ一行目・二行目 修理、閣本改行相違。

四七ウ一行目・二行目 修学、閣本改行相違。

四八才一行目・二行目 門跡、閣本改行相違。

四八才三行目・四行目 称、閣本改行相違。

四八才四行目 停止之事、靜本同。閣本「停止事」

四八ウ二行目・四行目 祭礼、不可企新、閣本改行相違。

四八ウ二行目 祭礼、靜本同。閣本「祭禮」

四九才五行目 前々事、靜本同。閣本「前之事」

四九ウ二行目・四行目 撰、与真、閣本改行相違。

四九ウ四行目 諸道具事、靜本同。閣本「諸\*具事(度カ)」

五〇ウ五行目 無作法、靜本同。閣本「不作法」

五〇ウ六行目 兩門主、靜本同。閣本「両首」

五一才一行目・二行目 法、閣本改行相違。

五一ウ一行目 一人宛、靜本同。閣本「一人ツヽ」

五一ウ七行目 武間、靜本同。閣本「二間」

五二ウ四行目 充行、靜本同。閣本「宛行」

五三才四行目・七行目 勸、山寺、可有、閣本改行相違。

五三才六行目 進止、靜本同。閣本「進山(上カ)」

五三ウ三行目・四行目 行人、閣本改行相違。

- 五三ウ七行目・五四才一行目 可、閣本改行相違。
- 五五才六行目 諸國、静本同。閣本「諸國」
- 五五ウ四行目 相乱候儀、静本同。閣本「相乱候義」
- 五五ウ四行目 何分二茂、静本同。閣本「何分二も」
- 五五ウ四行目・五行目 味、閣本改行相違。
- 五六ウ一行目・六行目 伊豫守殿、無量壽院惣、蓮花三昧院、伊豫守殿於御列座以、閣本改行相違。
- 五六ウ二行目 御例席、静本同。閣本「御例(別カ)席」
- 五七才五行目・六行目 於閣本改行相異。
- 五七ウ三行目 候処、静本同。閣本「候如」
- 五七ウ七行目 然とも、静本同。閣本「然共」
- 五七ウ七行目 在番茂、静本同。閣本「在番も」
- 五八才一行目・四行目 た(るへき) (いまし)むへき、八早速帰山、右之趣を以可相達者也、閣本改行相違。
- 五八ウ四行目・五行目 法(式)、閣本改行相違。
- 五九才一行目 御法事、静本同。閣本「御法」
- 五九才五行目 処、静本同。閣本「處」
- 五九ウ二行目 相鎮、静本同。閣本「相慎」
- 六〇才二行目・四行目 十七日、(執行)、閣本改行相違。
- 六〇才三行目 執行、静本同。閣本「修行」
- 六〇才六行目 候ニ付、静本同。閣本「候付」
- 六〇ウ一行目・四行目 一件、十月十八日、伊豫守殿江御、閣本改行相違。
- 六〇ウ七行目・六一才一行目 江、閣本改行相違。

静嘉堂文庫所蔵の『諸寺社御條目類』について  
 号は「二〇三四二」／七／五〇四 一五である。同文庫の目録によれば、旧松井文庫本であり、もとは大河内松平家にあった寺社奉行記録の一種として、祠部職掌雜纂・祠部職掌類聚を表題に記した諸本とは別に、採録されている。しかし、内閣文庫および青山文庫の同本では、祠部職掌類聚を冠し、「祠部職掌類聚 諸寺社御條目類」としている。

- 六一才六行目 御列席而、静本同。閣本「御列席二而」
- 六一ウ二行目 御書付之写、静本同。閣本「御書付之寫」
- 六一ウ二行目・三行目 (下置)之、如左、閣本改行相違。
- 六一ウ四行目 衆行出入、静本同。閣本「不行出入」
- 六一ウ六行目 誠を、静本同。閣本「寔を」
- 六二才三行目・五行目 訴、相勧中、閣本改行相違。
- 六三ウ三行目・四行目 其、閣本改行相違。
- 六三ウ四行目 記録、静本同。閣本「記録」
- 六四才七行目 修行、静本同。閣本「執行」
- 六四ウ四行目・六行目 (申)付、申付、閣本改行相違。
- 六五才一行目 仰出、静本同。閣本「仰付」
- 六五才六行目・七行目 下與之、閣本改行相違。

『祠部職掌類聚 諸寺社御條目類』(留書四)

静嘉堂文庫本では、表紙の左端に直接「諸寺社御條目類」と墨書きするのみならず、右端から細字で目次を記している。一冊(第四冊。ただし「と記す」)をのぞいて表題の下に番号を付していらないので、この目次が検索の便を意図したものである。

次ぎに内表紙に表題を付す本と内表紙を有しない本があり、さらに目次表題とも異同がみられる。元の表題は、目次に見える題目かもしぬれない。

【内表紙標題】

【目次冒頭標題】

第一冊 寺社御條目類	壱 御條目類留一之卷目録
第二冊 (内表紙なし)	武之卷
第三冊 (内表紙なし)	三之卷
第四冊 (内表紙なし)	御條目類留四之卷目録
第五冊 (内表紙なし)	御條目類留五之卷目録
第六冊 寺社御條目類	御條目類留六之卷目録
第七冊 (内表紙なし)	御條目類留七之卷目録

内表紙を有するのは、第一冊と第六冊のみで、他はいきなり目次から始まる。さらに第二冊・第三冊は目次の右端下、すなわち第一行の下にそれぞれ「式之卷」「三之卷」と補っている。また第五冊のみ「卷之五」と異なる表現である。原本の出所が一部異なる取合せ本かとも思わせる。

- 1 上野役者 靈山院・功德院  
2 築地本願寺輪番 観音寺・南林寺 (享保三年十二月)

各冊の原文書提出者は以下の通りである。

浅草本願寺輪番 法順坊	(享保三年十二月)
曹洞宗閑東三箇寺 総寧寺・龍穩寺・大中寺	(享保三年十二月)
真言新義 圓福寺・真福寺・弥勒寺・根生院	(享保三年十一月)
京妙心寺四箇寺 松源寺・海禪寺・東禪寺・麟祥院	(享保三年十一月)
曹洞宗江戸三箇寺 総泉寺・青松寺・泉岳寺	(享保三年十一月)
黄檗派触頭 瑞聖寺・海福寺	(享保三年十一月)
本山触頭 大聖寺	(享保三年十一月)
熊野本願中目代 源正坊	(享保三年十二月)
芝神明宮別當 金剛院・神主 西東中務・西東刑部	(享保三年十二月)
護持院	(享保三年十二月)
高田派触頭	(享保三年十二月)
浅草第六天神 神主 鎬木大藏	(享保三年十二月)
身延久遠寺触頭	(享保三年十二月)
京本国寺触頭	(享保三年十二月)
池上本門寺触頭	(享保三年十二月)
高野聖方 大德院	(享保三年十二月)
高野行人方在番 正覚院・寶積院	(享保三年十二月)
虛無僧諸派 鈴法寺・一月寺	(享保三年十二月)
神田明神神主 芝崎宮内・北品川稻荷神主 小泉出雲、	(享保三年十二月)

4	高野山学侶在番	寶龜院・多聞院	（伊勢両宮）
5	高野山学侶在番	寶龜院・多聞院	（享保三年十一月）
6	金地院	金地院	

（享保四年二月）

これより先、就任したばかりの将軍徳川吉宗の直接の命によるのかもしれないが、將軍の代替わり、御代初めに際して、数々の朱印状写の提出と再確認を行う作業にあたつて、あらためて主要諸寺社から諸條目類の写を提出させ、編集したものであろう。提出は享保三年十一月・十二月で、金地院のみ翌四年二月となつてゐる。

参考文献	『高野春秋編年輯錄』（『大日本佛教全書』第一三一冊）	東京帝國大學史料編纂所編	明治三八年 東京帝國大學
	『仏書刊行会編纂』 昭和五六年六月覆刻	明治四〇年 東京帝國大學	高野山文書之四
	名著普及会	明治三九年 東京帝國大學	高野山文書之五
	『紀伊續風土記』第四輯・第五輯	明治三九年 東京帝國大學	高野山文書之六
	東京帝國大學史料編纂所編	明治四〇年 東京帝國大學	高野山文書之七
	黒板勝美「高野山文書について」	明治四〇年 東京帝國大學	高野山文書之八
	『歴史地理』第一卷第七号	明治四〇年七月	高野山文書之三
	『高野山文書』第二卷 家わけ第二 金剛三昧院文書	明治三九年 東京帝國大學	
	高野山史編纂所編 昭和二二年	明治三九年 東京帝國大學	
	『高野山文書』第五卷 家わけ第五 金剛三昧院文書	明治三九年 東京帝國大學	
	高野山史編纂所編 昭和二一年	明治三九年 東京帝國大學	
	『高野山文書』第六卷 家わけ第六 舊學侶方一派文書	明治三九年 東京帝國大學	
	高野山史編纂所編 昭和一六年	明治三九年 東京帝國大學	
	中田法壽「舊學侶方の略史と其の文書」	明治三九年 東京帝國大學	
	『高野山文書』第七卷 家わけ第七 舊行人方一派文書	明治三九年 東京帝國大學	
	高野山史編纂所編 昭和一三年	明治三九年 東京帝國大學	
	『高野山文書』第八卷 家わけ第八 舊行人方一派文書	明治三九年 東京帝國大學	
	中田法壽「舊行人方の略史と其の文書」	明治三九年 東京帝國大學	

- 『高野山文書』第九卷 家わけ第九 舊高野領内文書(一) 平成二年八月 和歌山県  
 高野山史編纂所編 昭和二一年 高野山文書刊行会 安藤精一「きいぞくふどき 紀伊統風土記」  
 中田法壽「粉河寺中心の古文書と其の所蔵者」 『國史大辭典』4 昭和五九年 吉川弘文館
- 『高野山文書』第十卷 家わけ第十 舊高野領内文書(二) 和多秀乗「こうやしうんじゅう 高野春秋」  
 高野山史編纂所編 昭和二一年 高野山文書刊行会 『國史大辭典』5 昭和六〇年 吉川弘文館
- 『高野山文書』第十一卷 家わけ第十一 舊高野領内文書(三) 山陰加春夫「こうやさんもんじょ 高野山文書」  
 高野山史編纂所編 昭和一四年 高野山文書刊行会 『國史大辭典』5 昭和六〇年 吉川弘文館
- 中田法壽「當巻文書と其の所蔵者について」 和多秀乗「こうやしうんじゅう 高野春秋」  
 和多昭夫(秀乘)「中世高野山教団の組織について」 『國史大辭典』5 昭和六〇年 吉川弘文館
- 『高野山領庄園の支配と構造』 豊田武編 昭和五一年 『國史大辭典』5 昭和六〇年 吉川弘文館
- 井上恵一「中世高野山関係文献目録」 平成二年八月 和歌山県  
 『高野山領庄園の支配と構造』 豊田武編 昭和五二年 『國史大辭典』5 昭和六〇年 吉川弘文館
- 豊田武「高野山寺領の変遷」 嶽南堂書店 安藤精一「きいぞくふどき 紀伊統風土記」  
 小山馨城「近世高野山の成立と寺領支配」 『國史大辭典』5 昭和六〇年 吉川弘文館
- 『紀州史研究』5 安藤精一編 平成二年 国書刊行会  
 笠原正夫「江戸幕府による寺院支配の完成」 『國史大辭典』5 昭和六〇年 吉川弘文館
- 元禄期高野山行人派會議一件—— 『國史大辭典』5 昭和六〇年 吉川弘文館
- 『紀州史研究』5 安藤精一編 平成二年 国書刊行会  
 和歌山県史編さん委員会編「和歌山県史 近世」 『國史大辭典』5 昭和六〇年 吉川弘文館